



東京大学ビジネスロー・ワーキングペーパー・シリーズ
No. 2019-J-02

会計の機能の再検討

～法規制を受けない中世欧州における会計実務からの示唆～

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
川崎 邦宏
2019年9月

東京大学大学院法学政治学研究科

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム
ビジネスロー・比較法政研究センター（ビジネスロー部門）

このペーパーは <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/research/blwps/> から無料でダウンロードできます（無断転載禁止）

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム及びビジネスロー・比較法政研究センターについては、

下記のサイトをご参照下さい。

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/graduate/advancedblp/> <http://www.ibc.j.u-tokyo.ac.jp/index.html>

第1章 はじめに

第1節 問題の所在

企業会計の領域においては、近年、国際会計基準（IFRS）を通じて会計自体の世界的な共通化が進められると共に、各国の会計に関する法制度を一定程度共通化する動きがみられる¹。このことからすると、会計や会計に関する法制度が世界各国で共通化・統一化していく傾向にあると考えるのが自然なように思われる。

しかし、比較法研究においては、従来から、会計に関する法制度は、国ごとに異なり、特に英米型と独仏型で大きく異なる点が指摘されてきた²。会計学の領域においても、このような差異が存在することが既に指摘されている³。さらに、国際会計基準を導入した国においても、例えば、近年のドイツにおいて中小企業へのIFRS導入が見送られるなど、会計に関する法制度についてその国固有の会計制度を堅持する方向性も見られるようになってきた⁴。

では、このように会計に関する法制度が国によって依然として異なっているのはなぜなのであろうか。逆に言えば、会計に関する法制度が完全に共通化・統一化されないのはなぜなのだろうか。本稿はこの問題を考察する際の一つの足掛かりとして、そもそも法制度が会計制度を取り込む前の時代、特に、中世の欧州において会計が果たしていた機能を考察する。本稿が対象とするような、法制度が会計について規制をする前の会計の機能については、従来、研究がされてこなかった。しかし、この点について研究することで、法制度の影響を受けないいわば「純粋な」会計の機能が浮かび上がってくる。そして、この「純粋な」会計の機能と、各国の会計制度の機能を比較・検討することで、各国における会計制度の相違が生じた理由をより精密に分析することが可能になると思われる。

上記の問題意識に基づいて、本稿は、考察の際の対象として中世の欧州で行われていた会計を対象とする。そして、中世の会計として、現代の日本でいう商法会計に相当する会計を検討対象とする。その理由の詳細は後述するが、端的に述べると、中世の欧州では、証券取引所も、会社の決算を前提とする法人税もなく、したがっ

¹ 例えば、1990年以降のドイツで行われた多数の立法・法改正はその現れということができる。

² 例えば、この点に関する日本における代表的な研究として安藤英義[1997]がある。英米型と独仏型の簡潔な対比については安藤英義[1997]360頁以下参照。

³ 例えば、ピーター・テーラー、スチュアート・ターリー（染谷恭次郎監訳、市村巧訳）『イギリス会計規制論』（森山書店、1991年）185頁参照

⁴ 例えば、稲見亨「EUの「新会計指令」へのドイツの対応—会計指令転換法（BiRUG）の要点—」『会計』第188巻2号（2015年）42頁以下、48頁、51頁、52頁参照

て、今日の日本における証券取引法会計や税法会計が存在していなかったからである。

次に、本稿で商法会計に相当する中世の会計を検討する際の視角として、当時の会計が、株主と債権者との関係で果たしていた機能を分析軸として検討を進める。日本の現行会社法計算規定の目的は、株主、債権者への情報提供、及び分配可能額の計算目的とされている⁵。また、会計学の立場からは、会計の利害調整機能として株主と債権者との利害調整機能が挙げられることが多い⁶。そこで、本稿では、法学及び会計学の領域で重要な分析軸として共通して取り上げられる株主と債権者との関係で、中世の会計がどのような機能を果たしていたのかという視角から考察を進める。

なお、上記の英米型と独仏型の比較という比較の枠組みからすると、法学的な観点からは、英米法と大陸法の違いとして説明するのがごく自然なことと思われるかもしれない。しかし、後述するように、会計学においては、英米の会計も独仏の会計もいずれも中世イタリアの会計がルーツであるという点において一致している。したがって、法学でよく使われる英米法系と大陸法系の相違という分析枠組みだけでは、会計制度の相違を説明することはできないのである。それでは、そもそも現在の世界各国の会計のルーツといわれる中世の会計はどのようなものであったのか、その点に触れつつ、法制度が会計を取り込む前の「純粋な」会計の機能を考察してみたい。

第2節 中世欧州の会計を考察する際の具体的な対象と順序

会計史学者によると、会計の歴史自体は古代エジプトにまで遡るとされているが⁷、本稿の検討対象は、各国の会計のルーツとされる中世イタリアの会計である。その中でも、代表格とされるのがパチョーリの簿記論である。パチョーリ簿記論は、

⁵ 江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣，2017年，第7版）599頁，神田秀樹『会社法』（弘文堂，2018年，第20版）281頁，282頁，田中亘『会社法』（東京大学出版会，2016年）365頁，366頁等

⁶ 藤井秀樹『入門財務会計』（中央経済社，2019年，第3版）18頁，伊藤邦雄『新・現代会計入門』（日本経済新聞社，2018年，第3版）52頁，広瀬義州『財務会計』（中央経済社，2009年，第9版）14頁等

⁷ 片岡義雄・片岡泰彦[1997]15頁以下，片岡泰彦[2012]33頁等。例えば，会計史学における古典とされる Arthur H. Woolf の *Accountants and Accountancy, London 1912* では古代エジプトから記述が始まっている（訳書として，片岡義雄・片岡泰彦『ウルフ会計史』（法政大学出版局，1997年）13頁以下）。現代の日本における会計学の体系書でも同様に紀元前3000年の古代エジプトから記述が始まっている（片岡泰彦[2012]33頁）。

会計史学の古典とされる『ウルフ会計史』⁸によれば、「会計の科学 (the science of accounting) は、パチョーリの著書の出版に始まると言うことができるであろう」⁹と評されるほどの古典である。このパチョーリの簿記論は、1494年にイタリアで出版された後¹⁰、多くの言語に翻訳され、また現代でも会計学者を中心として数多くの研究がされてきた¹¹。そこで、本稿では、まずパチョーリの簿記論を考察の対象とする。

さらに、本稿では、上記のパチョーリ簿記論に加えて、パチョーリ簿記論が出版される前後の時期における2つの会計実務を併せて考察の対象としたい。1つは、イタリアのフィレンツェに本拠を置き、15世紀の欧州を代表する商業体となったメディチ家の会計実務であり、もう1つはドイツのアウグスブルグに本拠を置いて16世紀の欧州最大の豪商に成長したフッガー家の会計実務である。この2つの会計実務の検討によって、簿記文献を離れて現実存在した企業が、実際にどのような会計を行っていたのか、会計が現実の世界においてどのような機能を果たしていたのを明らかにすることができる。特に、簿記文献は会計の記述に重点が置かれている関係で、現実の企業においてどのような機能を果たしたのかについてまで明確に記載されていないきらいがある。そこで、15世紀と16世紀を代表する2つの企業の会計実務を研究対象に加えることで、中世の欧州で会計が果たしていた機能をより具体的、かつより一般的に描き出すことができると考えられる。

なお、本稿の問題意識からすれば、イタリアやドイツ以外の商業体も検討対象に加えるのが望ましい。しかし、当時は、コロンブスによる新大陸発見(1492年)の前後の時期であり、アメリカには有力な商業体が存在していなかった。また、イギリスにもメディチ家やフッガー家と並ぶような大きな商業体はまだ誕生していなかった(むしろ、ロンドンには、メディチ家の支店やフッガー家の事務所が置かれていた)。そのため、中世の会計を検討するにあたり、アメリカ及びイギリスにおける会計実務は本稿の検討対象外としている。

最後に、上記の3つの会計についての考察を始める前に、中世の欧州と現代社会の大きな相違点を4点ほど、指摘しておきたい。この相違点を明確にしておくことで、中世の欧州で会計が果たしていた機能をより正確に捉えることができるよう

⁸ Arthur H. Woolf [1912]。全訳として、片岡義雄・片岡泰彦[1997]参照。以下、引用は、和訳版を使用する。

⁹ 片岡義雄・片岡泰彦[1997]9頁。会計史の古典とされる Analias Charles Littleton の Accounting Evolution to 1900, New York, 1933 参照 (同書の訳書として片野一郎『リトルトン会計発達史』(同文館, 1952年) 3頁以下, 96頁以下)

¹⁰ 片岡義雄・片岡泰彦[1997]119頁

¹¹ パチョーリに関する論文集である片岡泰彦編『我国パチョーリ簿記論の軌跡 上・下』(雄松堂書店, 1998年)に収録された論文だけでも数十点にも上る。

になるからである。第1点目として、当時は、会計について規定した会社法や、会社の決算に基づいて課税を行う法人税法といった法律は存在していなかった。会計制度が法律に初めて規定されるのは、1673年に制定されたフランス商事王令からである¹²。また、当時は、現在の日本の法人税のように、会社の作成した決算に基づいて会社に法人税を課すような税制は存在しなかった¹³。そのため、本稿で検討対象となっているパチョーリ簿記論でも、メディチ家やフッガー家の会計実務でも、今日の会社法や法人税法に相当する法律の規制を受けていない。そのため、本稿の研究では、これらの法律による影響を受ける前の「純粋な」会計の機能を描き出すことができることになる。

第2点目として、当時は、証券取引所もまだ誕生していなかった。今日では、証券取引所は、上場会社を中心に会計等について様々な規制を課しているが、当時は、そもそも証券取引所が存在していなかった。そして、証券取引所が存在しないことから、証券取引所が定める規則や、証券取引所や証券取引を規制する証券法も存在していなかった。そのため、当然のことながら、パチョーリの簿記論においても、メディチ家・フッガー家の会計においても、証券法や証券取引所による規制を考慮した形跡は見られない。このように、本稿の検討対象とする中世の会計では、会社法や証券法のみならず、証券取引所規則の影響も受けていなかった。

第3点目として、当時は、公認会計士という職業も誕生していなかった。会計士が歴史上初めて登場するのは、19世紀半ばのスコットランドである¹⁴。会計士は、今日では会計監査を通じて計算書類や財務諸表の監査において重要な役割を果たしているが、当時は、会計士は存在すらしていなかった。

第4点目として、当時は、会計基準の設定機関もなく、したがって、会計基準も存在しなかった。ただ、実務上は、会計・決算に対する需要が存在したので、会計

¹² 安藤英義[1997]12頁, 13頁

¹³ 中世イタリアに存在した税は、主として売上税等の間接税や、不動産等の固定資産に課される直接税が中心であった(亀長洋子[2011]52頁~55頁)。

この点、中世のフィレンツェでは、1427年にカタスト(catasto)と呼ばれる所得税に類似する税が導入された(Raymond de Roover[1963]9頁, 23頁以下, 藤沢道郎[2001]103頁, 亀長洋子[2011]56頁, カタスト税の詳細は, Raymond de Roover[1963]23頁以下参照)。カタスト税では申告書の添付資料として会計書類の一部が添付されていたようである(Raymond de Roover[1974]158頁)。ただ、カタスト税は世帯に課される所得税であり(Raymond de Roover[1963]9頁, 23頁, 24頁, 亀長洋子[2011]56頁), その点で、今日の日本の法人所得税のように会社の決算に基づいて会社の所得に課される税とは異なる。

中世のヴェネツィアでも関税などの間接税に加えて、直接税が導入されたが、その直接税は個人の資産に応じて課される税であり(中平希[2003]52頁~54頁), やはり今日の法人税のような会社の決算に基づいて会社の所得に課される税ではなかった。

¹⁴ 千葉準一[1991]319頁

学の知見を有する学者が簿記書という形で会計実務の解説を行っていた。本稿で検討するパチョーリ簿記論もその一つである。いずれにしても現在のように何らかの規制を背景として、基準としての統一性を発揮するような会計基準は、当時、存在していなかった。

以上のように、本稿が検討対象とする会計は、今日の社会において会計と密接に関連する会社法、証券法、法人税法や、会計士や会計基準がまだ存在していなかった時代の会計であり、その点で、これらの諸制度の影響を受けない「純粋な」形での会計の機能を示すことになる。

第2章 パチョーリ簿記論

第1節 はじめに

パチョーリ簿記論について検討する前提として、当時のイタリアの状況等について軽く検討しておきたい。これにより、パチョーリ簿記論がどのような時代背景の下で書かれたのかが明らかになる。具体的には、イタリアの社会状況（1）、イタリアの経済状況（2）について簡単に考察する。その際、関係する範囲で、パチョーリ簿記論と共にメディチ家やフッガー家についても言及することにした。

1 当時のイタリアの社会状況

15世紀後半のイタリアは現在のような統一国家ではなく、ミラノ、ヴェネツィア、フィレンツェ、教皇国家、ナポリ王国の五大国が分立していた¹⁵。本章で検討するパチョーリ簿記論は、後述するとおりヴェネツィアで行われていた会計実務を解説したものである。これに対して、次章で検討するメディチ家はフィレンツェに本拠を置いていた。したがって、同じイタリア国内とはいえ同一の国家に属していたわけではない点に留意する必要がある。

また、当時のイタリアでは国家が分立していたことから、貨幣も複数存在していた。実際、ヴェネツィアやフィレンツェのような有力な商業国家は、どの市場でも通用する良質な貨幣を発行していた。例えば、ヴェネツィアのグロッソ銀貨やドゥカート金貨、フィレンツェのフィオーリーノ金貨が有名であり、それらは「中世のドル」の役割を果たしていた¹⁶。すなわち、現在の欧州のように単一通貨が存在する状況ではなかった。この点自体は、本稿で検討する会計の機能には影響を与えないが、当時の会計実務を理解する際に必要な前提知識となる。

¹⁵ 齊藤寛海[2008a]144頁, 145頁

¹⁶ 齊藤寛海[2008b]84頁

2 当時のイタリアの経済状況

次に、当時のイタリアの経済状況を見てみよう。当時のイタリアは、地中海商業の主な担い手として大いに繁栄していた。地中海商業では、食料や原料の他、胡椒、生糸、象牙等のアジア・アフリカ商品や、砂糖、綿、

みょうばん
明 礬等の地中海各地の特産品、小麦、ブドウ酒、木材等の日用品が大量に取引されていた。原料を入手したイタリアの諸都市では、輸入原料を加工して製品を輸出する産業が発達した。中でもヴェネツィアの精糖業やフィレンツェの毛織物工業等が有名である¹⁷。このように、当時のイタリア経済は、商業及び軽工業が中心となっている。パチョーリの簿記論における会計の説明の多くが商業取引の説明に費やされているのにはそのような時代背景がある。

そして、当時の商業では、事業の運営形態に重要な変化が生じていた。12世紀から13世紀末の地中海商業は、一般に「遍歴商業」といわれ、商人が市場まで商品を運んで販売し、その代金で購入した商品を本国まで運んで販売するというものであった¹⁸。その後、13世紀末から「定着商業」が出現した。定着商業では商旅は行われず、商業拠点に定着をした商人が各地に開設した支店、代理店に通信で指示を行って各地の市場で取引を行わせていた¹⁹。本稿で検討するメディチ家やフッガー家も後者の定着商業の形態をとっており、メディチ家はイタリアのフィレンツェを、フッガー家はドイツのアウグスブルグを本拠として、各地の支店に指示を出して取引を行っていた。この点も、本稿で検討する会計実務を考察する際の一つの前提となる。

第2節 パチョーリ簿記論

本節ではパチョーリ簿記論について考察する。考察の手順として、まず、パチョーリ及びパチョーリ簿記論の来歴について簡単にまとめた後（1）、パチョーリ簿記論の記載に沿って、その内容を検討する（2～8）。

¹⁷ 齊藤寛海[1988]28頁

¹⁸ 齊藤寛海[1988]26頁

¹⁹ 齊藤寛海[1988]26頁

1 パチョーリ及びパチョーリ簿記論の概要

パチョーリ²⁰は、世界で最初に出版された複式簿記文献の著者であるがゆえに「近代会計学の父」と呼ばれている²¹。しかし、その職業は、会計学者ではなく、聖フランシスコ教団に属する僧侶であると共に数学教授でもあった²²。そのため、今日、パチョーリ簿記論といわれているのは、実は、1494年に出版された数学書である『算術・幾何・比および比例全書』(Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni et Proportionalita, 以下、「スママ」という。)の中の簿記に関する部分のことである^{23,24}。スママ自体は、その名の通り、数学の文献であり、今日でも中世の代表的な数学文献の一つとして研究対象となっている。

このスママの中に複式(貸借)簿記に関する一章「計算及び記録に関する詳説」(Particularis de Computis et Scripturis)があり²⁵、この1章がパチョーリ簿記論と呼ばれている。このパチョーリ簿記論は、会計史学者において近代会計の礎を築いた著作と評価されている。例えば、会計史学の古典ともいえる『ウルフ会計史』においては、パチョーリの著書はヨーロッパに科学的会計の基礎を築いたものと評価されている²⁶。パチョーリ簿記論は、イタリアにあるいくつかの簿記の中で、ヴェネツィアの方式を解説したものとされている²⁷。パチョーリ簿記論は、その後、短期間のうちに、英訳、仏訳、独訳等がされることとなった²⁸。

²⁰ パチョーリの名前については、今日の通説によれば、姓だけで表記するときは単数形の“Paciolo”(「パチョーロ」)を用いるのに対し、姓と名の両方を併記するときは「パチョーリ家のルカ」、つまり、家族を表す意味で複数形の“Pacioli”として“Luca Pacioli”(ルカ・パチョーリ)と表記するのが正しいとされる(小島[1973], 序3頁; 泉谷[1980]1頁注1, 片岡泰彦[1988]101頁, 片岡泰彦[2007]85頁, 中野常男[2012]3頁, 21頁注4)。ただし、会計学の文献では「パチョーリ」と表記する例が多いことから(片岡義雄[1965]10頁), 本稿でも「パチョーリ」という表記を用いる。

²¹ Littleton [1966]p3, 片岡泰彦[2012]49頁

²² 片岡義雄・片岡泰彦[1997]119頁, 120頁, 片岡義雄[1965]11頁以下

²³ 片岡義雄・片岡泰彦[1997]119頁, 120頁

²⁴ スママには、簿記の他に、①算術と代数, ②その応用と商業数学, ③各国の商慣習, 度量衡, 通貨, ④幾何学の定理と応用等が含まれている(仁木久恵[2018]17頁ないし20頁)

²⁵ 片岡義雄[1965]1頁, 井上清[1980]16頁

²⁶ 片岡義雄・片岡泰彦[1997]9頁

²⁷ 片岡泰彦[1988]143頁

²⁸ 片岡義雄・片岡泰彦[1997]10頁, 片岡泰彦[2012]40頁, 66頁。各国語訳としては、Hugh Ordcastleによる英訳, Jan Ympyn Christoffelsによるオランダ語訳とフランス語訳, Wolfgang Schweickerによるドイツ語訳等がある。(片岡義雄[1965]26頁, 27

このパチョーリ簿記論については、日本におけるパチョーリ研究の第一人者である片岡泰彦教授による詳細な全訳及び解説が出されている²⁹。そこで、以下では、主としてこの全訳に依拠しつつパチョーリ簿記論の概要をまとめてみたい。

2 簿記の目的

パチョーリは、簿記論の第1章で、以下の3点が注意深く商売をする者にとって必要であると述べている。すなわち、第1として現金と全ての実在する財産であり、第2として商人自身が善良な会計係と敏腕な計算係であることであり、第3として全ての取引を借方と貸方に順序良く整理することである³⁰。パチョーリは、商人にとって、会計に関する知識（第2）、及び複式簿記に基づく会計（第3）が必要であると述べ、商人の経営における会計の重要性を述べている。

そして、パチョーリは、簿記論の第3章で、「商人の目標は、その事業の維持ために合法的かつ相応の利益を獲得することにある」³¹と指摘した上で、パチョーリの会計の一部を構成する財産目録の説明を行っている³²。このように、パチョーリは商人の目指すべき目標として利益の獲得を挙げている。これ自体は商人の営利性という観点からすればごく自然なことである。ただ、この記述において注目すべき点は、パチョーリが商人の目的に関する事項として、債権者に対する開示や、債権者のための財産の保全といった点に全く言及していないことである。パチョーリにおいては、商人における会計は、まずもって商人自身の利益の獲得のために行われるものであり、債権者のための財産保全や債権者に対する開示のために行われていたものではなかったのである。

このようにパチョーリ簿記論では、まず、商人の目的は適当な利益を得ることと考えており、債権者保護を会計の主要な目的として捉えられていないといえることができる。

3 会計帳簿（三帳簿制）

次に、パチョーリの簿記論では、日記帳・仕訳帳・元帳といった3つの

頁，29頁，30頁，35頁)

²⁹ 片岡泰彦[1988]171頁以下

³⁰ 片岡泰彦[2012]52頁，53頁，片岡泰彦[1998]174頁，175頁

³¹ Pendorf[1933]90頁では「Das Ziel eines jeden Kaufmannes ist die Erwerbung eines erlaubten und angemessenen Gewinns für feinen Unterhalt.」と独訳されている。

³² 片岡泰彦[1988]176頁

帳簿による会計制度（三帳簿制）を採用している³³。三帳簿制の内、日記帳については現代の会計実務では作成されないのが通常であるが、仕訳帳、元帳については、現在でも用いられており会計学の教科書にも記述されている³⁴。日記帳が会計実務ではほぼ作成されなくなっている点や財産目録の点を除けば、パチョーリの三帳簿制は、概ね現代にも通用する制度である。

次に、各帳簿の内容について順に考察する。まず、日記帳は、パチョーリ簿記論の第6章で解説されている³⁵。日記帳は、毎日、毎時間発生する全ての取引を記入する1冊の帳簿である³⁶。そして、日記帳に売買（及び他の営業）に関するすべての事柄を、略記することなく、広く明確に記述することが求められている³⁷。ただし、パチョーリは、日記帳が多くの人目の触れることから、動産や建物をたくさん示すべきではないとも記述している³⁸。この日記帳は、当時の市の慣習によっては、役所に提出しなければならない場合があり、提出された場合には役所が提出済みの証明として役所の印を押すこととされていた³⁹。このような役所による証明により、例えば、商人が二重帳簿を作って、一方を売手に、他方を買手に見せるようなことができなくなるとパチョーリは説明している⁴⁰。

次に、仕訳帳は、パチョーリ簿記論の第10章ないし第12章で解説されている⁴¹。仕訳帳は、第2の重要な商業帳簿であり、日記帳と財産目録の記載内容が借方及び貸方に分けて転記された⁴²。ここで重要なのは、仕訳帳は、第三者に開示されない秘密帳簿であるため、財産目録及び日記帳の全ての事項が記載されるという点である⁴³。

最後に、元帳は、パチョーリ簿記論の第12章から16章にかけて解説されている⁴⁴。元帳は、第3の主要な商業帳簿であり、仕訳帳に記入された

³³ 片岡泰彦[2012]53頁，54頁，片岡泰彦[1988]145頁

³⁴ 例えば，桜井久勝[2019]29頁

³⁵ 片岡泰彦[2012]54頁

³⁶ 片岡泰彦[1988]183頁

³⁷ 片岡泰彦[1988]183頁

³⁸ 片岡泰彦[1988]183頁

³⁹ 片岡泰彦[1988]146頁

⁴⁰ 片岡泰彦[1988]146頁

⁴¹ 片岡泰彦[2012]54頁

⁴² 片岡泰彦[2012]54頁，55頁

⁴³ 片岡泰彦[1988]147頁，189頁

⁴⁴ 片岡泰彦[2012]55頁

全ての項目が移記される⁴⁵。ここでは秘密帳簿である仕訳帳から元帳が作成されていたという点が重要である。

以上のパチョーリ簿記論の記載に加えて、パチョーリ簿記論で言及されていない点も重要である。具体的には、パチョーリ簿記論では、現代の会計制度において普遍的に見られる、損益計算書や貸借対照表への言及が全くない⁴⁶。これは、パチョーリ簿記論の時代には、損益計算書や貸借対照表が存在しなかったためである。もちろん、損益計算書や貸借対照表がなくても、理論的には損益の額を元帳で計算することは可能であり⁴⁷、実際、損益の金額の算出自体はパチョーリ簿記論においても行われている。そして、損益の計算ができれば、それに基づいて、配当を行うことも可能である。実際、スンマには、パチョーリ簿記論の他に、会社

(Compagnie)、資本 (capitale sociale)、利益 (utile) 及び損失 (perdite) について解説した章があり、その章においては、会社で達成された利益・損失は、会社へ提供された出資額に応じて分配されるべきこと等が説明されている⁴⁸。そのため、パチョーリ簿記論を前提としても、社員に対する配当のための利益計算は可能であった。ただ、今日の会計制度において普遍的に見られるような、状況報告のための損益計算書や貸借対照表は存在すらしていなかったのである。

以上のパチョーリ簿記論の会計帳簿に関する内容を前提として、債権者との関係での会計の機能を検討する。上記の通り、パチョーリ簿記論では、現在の会計制度で普遍的にみられる損益計算書や貸借対照表が存在せず、また、損益計算書や貸借対照表の記載内容の前提となる仕訳帳や元帳が秘密帳簿とされて社員以外に開示されていない。このような状況では、債権者は、今日の損益計算書や貸借対照表を閲覧することも、損益計算書や貸借対照表に記載された情報を知ることもできない。そのため、パチョーリ簿記論においては、債権者に対する開示はそもそも想定されていなかったといえることができる。

なお、前記のようにパチョーリによると日記帳が多くの人目に触れたり、役所に提出されたりすると指摘されているが、この日記帳の開示によって、債権者への開示がされたということとはできない。その理由として以下の2点が挙げられる。第1点目として、日記帳からは、今日の損益計算書や貸借対照表の作成に足りる完全な情報が得られないことが挙げられ

⁴⁵ 片岡泰彦[1988]145頁, 193頁

⁴⁶ 片岡泰彦[2012]59頁

⁴⁷ 片岡泰彦[2012]55頁, 57頁

⁴⁸ 片岡泰彦[2012]50頁

る。パチョーリ簿記論では、上記の通り、日記帳の情報と、財産目録の情報を合わせて、仕訳帳を作成し、この仕訳帳から元帳を作成して、損益や資本の金額を算出している。このプロセスでは、日記帳と財産目録の双方の情報が必要となる。しかし、パチョーリによれば、日記帳しか役所に提出されず、財産目録が役所に提出されるわけではない。そうすると、日記帳の情報だけから、完全な損益や資本の金額を算出することは原理的に不可能である。仮に算出するとしても、かなり不完全な情報になってしまう。第2点目として、近年の研究によれば、そもそも日記帳は、今日の決算書類というよりは、契約書を代替する機能を果たしていたことが明らかにされている。中世イタリアでは、当初、商品の売買契約等の商品取引について公証人の下で記録してもらい、この記録を持って契約を立証することが慣行とされていた。ところが、商業の発展に伴い取引量が増大すると、取引の際に逐一、公証人を利用するのは手続き上あまりに煩雑であり、また費用もかさむこととなる。そこで、公証人による手続きの代わりに、商業帳簿の記載によって代替することが認められるようになり、裁判においても商業帳簿の証明力が認められるようになった⁴⁹。つまり、商業帳簿の証拠としての機能というのは、公証人により行われていた契約内容の証拠化を商業帳簿により代替しようとするものである。そして、日記帳は、まさに個々の取引の内容や金額等を記載するものであり、まさに契約書の代替としての機能を果たし得る。このような近時の研究成果に基づくと、パチョーリが指摘する日記帳の開示というのは、契約書に記載されているような個々の取引内容を開示するものに過ぎない。そして、個々の取引情報の開示と、事業全体の会計情報の開示とは全く異なるものであるから、日記帳の開示をもって、会計情報が開示されていたということとはできない。以上の2つの理由から、パチョーリが解説する日記帳の開示に、今日の会社債権者保護でいわれるような債権者に対する会社の財産状態を開示する機能があったということとはできないのである。

4 財産目録

次に、パチョーリは、財産目録について言及している。財産目録には、現金や商品、土地の他、預金や貸付金といった債権や、借入金といった債務が記入される⁵⁰。そして、この財産目録が、前述の通り仕訳帳に直接記

⁴⁹ 清水廣一郎[1982]156頁, 157頁

⁵⁰ 片岡泰彦[1988]144頁

入されることになっていた⁵¹。ただし、パチョーリが解説した財産目録は開業時の財産目録についてであり、決算時の財産目録については説明がされていない⁵²。

5 評価

パチョーリは、資産の評価について12章で解説している⁵³。資産の評価についてパチョーリは、時価すなわち市場の価格を採用した上で、高い価格と低い価格がある場合には高い方の価格を付けることとしている（高価主義）⁵⁴。このように、パチョーリは、世界的に見ても珍しい高価主義を採用するが、その理由として、高い価格を付けることで商人が利益を上げることは良いことだからと述べている⁵⁵。

このような高価主義は、パチョーリ簿記論を参照した後の簿記文献では支持されていないし、批判の対象ともなっている⁵⁶。現在の会計学的観点からしても高価主義は奇妙であると指摘されている⁵⁷。

この高価主義の当否はともかく、本稿の問題関心からすれば、パチョーリの主張する高価主義は、当時の会計に債権者保護機能がなかったことを示す一つの根拠となる。会計に債権者保護の機能を持たせようとする、財産評価は低価法を採用するのが自然な帰結である。というのは、「高い価格を付けることで商人が利益を上げる」という上記のパチョーリの主張を逆転させると、低い価格をつければ商人が利益を上げられない、ということになる。つまり、低い価格を付けるという低価法を採用すれば、商人の利益は少なくなる。そして、利益が少なくなれば、その分、利益配当がしにくくなるのであるから、会社財産が確保され、債権者保護に資することになる。ところが、パチョーリは、上記の通り、低価法とは反対に高価主義を採用している。このことからすると、パチョーリの簿記論は、債権者保護の機能を果たしていなかったということができるよう思われる。

⁵¹ 片岡泰彦[1988]145頁

⁵² 片岡泰彦[2012]55頁

⁵³ 片岡泰彦[2012]55頁

⁵⁴ 片岡泰彦[1988]192頁

⁵⁵ 片岡泰彦[1988]192頁

⁵⁶ 片岡泰彦[2012]56頁に掲げられた文献参照

⁵⁷ 片岡泰彦[2012]56頁

6 決算

パチョーリは、決算については毎年決算を行うことを推奨している⁵⁸。現代では毎年決算をすることは当然のことに思われるが（例えば、会社法計算規則59条2項）、当時は、毎年元帳を仕切るという慣習は確立してなかった。そのため、パチョーリは、毎年決算の確立を推奨したのである⁵⁹。

そして、パチョーリは、第26章と第27章で損益計算について解説している⁶⁰。決算として必要な損益及び資本金の計算は、元帳で行われた。具体的には、損益勘定が元帳に設定され、この損益勘定を通じて会計期間における損益が算出される。そして、損益勘定の貸借差額が資本金勘定へと振り替えられて、資本金が算定された⁶¹。

ただし、ここでいう「資本金」は現行法における資本金とは全く異なった概念である。パチョーリの簿記論において「資本金」というのは、所有する全ての財産を意味していた⁶²。勘定で表現すると、他の全ての勘定を受け入れる勘定ということになる⁶³。このように現行法制における資本金とは全く概念が異なっている点には留意が必要である。

以上のことから、パチョーリ簿記論においては、損益計算書や貸借対照表には触れていないものの、元帳における振替を通じて損益を算出する仕組みは確立されていたといえることができる。

7 開示

パチョーリは、上記の他に、会社の計算関係の情報を一部開示する場合について言及している。ただし、その開示は、現在の開示とは大きく異なるものであった。パチョーリ簿記論の第30章では、商人の債務者からの請求がある場合に、債務者の計算書を作成することについて以下のように説明されている⁶⁴。

「あなたの債務者の請求がある場合は、債務者の計算書を作成する方法を知らなければならない。債務者があなたと、数年間、数カ月という長い取引のある場合には、この計算書を道理上拒絶できないのである。この場合は、ともに取引をし始めた最初から、または決算をしたことがある場合

⁵⁸ 片岡泰彦[1988]227頁、片岡泰彦[2012]56頁

⁵⁹ 片岡泰彦[1988]161頁

⁶⁰ 片岡泰彦[2012]57頁

⁶¹ 片岡泰彦[1988]160頁、161頁、224頁、225頁

⁶² 片岡泰彦[1988]190頁

⁶³ 片岡泰彦[1988]225頁

⁶⁴ 片岡泰彦[1988]227頁、228頁

は、債務者の希望するいかなる時期からでも、計算書を喜んで作成すべきである。

1枚の紙に、全てを記入できる計算書を作成しなさい。もし1枚の紙に、すべてがまとまらないときは、記入したすべてのものを締めきって、(中略)残高を裏面の借方又は貸方に繰り越すのである。このようにして、最後に、ただ1つの項目の借方または貸方の正味残高にまとめるのである。」「このような方法を、あなたは、あなた自身の営業において、あなたの顧客のために知らなければならない。」としている。

一見すると、請求に基づく開示なので、会社債権者からの開示請求のように思えるが、現代の会社債権者による計算書類の開示とは次の2点で決

定的に異なっている。1点目として、開示の対象が債権者ではなく債務者であるとされている点である。現代の会社法では、会社「債権者」に対する開示を問題としているが、パチョーリが開示を求めているのは会社「債務者」であり、開示の相手方が全く異なっている。2点目として、開示の対象となっている情報は、会社の決算全体を示すような情報ではなく、単に特定の顧客との間の取引の残高といった取引の詳細を開示するにすぎない点である。特定の顧客との取引残高を開示しただけで、現在の会計制度におけるような会社の決算全体の開示にはならない。

このように、パチョーリが簿記論において言及されている開示は、現代における会社債権者保護のための債権者への開示とは全く異なる機能・役割を果たすものであった。

8 複数の出資者がいる場合

さらに、パチョーリは、第21章で、複数の出資者がいる場合の会社(Compagnie⁶⁵)の会計上の取り扱いについて解説している⁶⁶。パチョーリは、複数の組合員がいる場合の出資の会計処理として、例えば現金出資の場合の仕訳を以下の様に解説している⁶⁷。

(借方) 組合現金 ×× (貸方) 組合員甲 ××

この会計処理では、組合員の名前(上記の例では「甲」)が帳簿に記載されるので、組合員ごとにいくら出資したのかが帳簿上明確に把握されることになる。

⁶⁵ Luca Pacioli[1494]204 頁裏の下から2行目

⁶⁶ 片岡泰彦[1988]155 頁

⁶⁷ 片岡泰彦[1988]155 頁, 213 頁

ただし、パチョーリの簿記論では、出資以外の場合、例えば組合員に対する配当等の場合の会計処理は示されておらず、また、他の組合員に対してどのような開示が行われたかについても記載されていない。そのため、はっきりしない点も少なくない。

ただ、少なくともいえることは、パチョーリの会計処理による限り、各組合員がいくら出資をしたのかは帳簿上明確に把握できるという点である。このように、出資者ごとにいくら出資したのかを明確に把握できるようになっていた点は、後述するフッガー家の会計や、メディチ家の会計と共通している。

第3節 パチョーリ簿記論における会計の機能

第2節で検討したパチョーリ簿記論の内容を前提として、パチョーリ簿記論が果たしていた機能、特に社員・債権者に対する機能を考察する。

第1に、社員との関係では、パチョーリ簿記論は、利益に関する情報を社員に提供する等の機能を果たしていたといえることができる。その根拠として、例えば、前記の通り、パチョーリは、三帳簿制の下で損益計算の方法を示すと共に、出資額に応じて損益が配分されるべきことを説明している。

第2に、債権者との関係では、パチョーリ簿記論は、債権者への開示や債権者のための財産確保といった現代の制度会計で指摘されるような債権者保護の機能を果たしていなかったといえることができる。例えば、前記の通り、損益計算の前提となる仕訳帳や元帳は秘密帳簿として開示対象とはされていなかった。また、現代では開示書類として普遍的に見られる損益計算書や貸借対照表に対する言及も全くなかった。さらに、パチョーリが資産評価として採用したのは、世界的に見ても珍しい高価法であり、債権者保護とは正反対の評価方法であった。

なお、パチョーリが簿記の目的の一つとして主張する利益の獲得が実現されれば会社の財産的基盤が強化され、その間接的効果として、会社債権者の保護にも資するということもできなくはない。しかし、パチョーリ簿記論においては、会社債権者を保護するためという記述は一切見られない。むしろ、前記の通り高価主義のように債権者保護に反するような資産評価手法が採用されていた。これらの事情も考慮すると、やはり債権者保護の機能はパチョーリ簿記論においては考慮されていなかったといえることができる。

以上のように、近代会計学の礎を築いたとされるパチョーリの簿記論においては、会計の機能は、社員の利益計算のための社員への情報開示にあり、債権者への情報開示や債権者のための財産確保といった債権者保護機能は会計の機能として要請されていなかったのである。

第3章 メディチ家の会計

次に、実際の会計の実務を検討する。まず、15世紀のイタリアを代表する商業体として、イタリアのフィレンツェを本拠としたメディチ家の会計・決算を取り上げる。

本章の考察の順序として、まず、会計・決算を理解するための前提事項として、メディチ家の沿革や業態、組織形態や経営形態等を考察する（第1節）。次に、第1節を前提としてメディチ家で行われた会計実務を考察する（第2節）。

なお、メディチ家は、当時のフィレンツェの重要な産業であった毛織物業等も営んでいたが、メディチ家の主な業態が銀行業であったことから会計学や歴史学の文献においてはメディチ銀行（Medici Bank）と表記されることが多い。そのため、本稿でも「メディチ家」又は「メディチ銀行」という表記を用いることとする。

第1節 メディチ家の概要

第1節では、メディチ家の概要として、その沿革(1)、メディチ銀行の業態(2)、組織・経営(3)、メディチ銀行における各種のパートナーシップ契約書(4)を考察する。

1 メディチ家の沿革

15世紀のイタリアを代表する商業体の一つであるメディチ家は、ジョヴァンニ・ディ・ビッチ・デ・メディチ（Giovanni di Bicci de' Medici, 1360-1429, 以下「ジョヴァンニ」という。）の時代にヨーロッパ有数の金融業者に成長した⁶⁸。ジョヴァンニは、1397年、ローマからフィレンツェに本拠を移転して、メディチ銀行というパートナーシップを創設した。このパートナーシップの資本は当初、1万フローリンとされ、5500フローリンをジョヴァンニが、2000フローリンをジョヴァンニの盟友ベネデット・デ・バルディ（Benedetto de' Bardi, 以下「バルディ」という。）が、2500フローリンをジェンティーレ・ディ・バルダサーレ・ブオーニ（Gentile di Baldassare Buoni, 以下「ブオーニ」という。）が負担することとなった⁶⁹。ただ、ブオーニはすぐにジョヴァンニのパートナーシップから脱退し、それに伴い資本金は8000フローリンに減額された。資本金8000フローリンの内、6000フローリンをジョヴァンニが、残り2000フローリンをバルディが負担した⁷⁰。そして、ジョヴァンニは、バルディと共にメディチ銀行

⁶⁸ 清水廣一郎[1976]164頁

⁶⁹ Rayomnd de Roover[1963]39頁

⁷⁰ Rayomnd de Roover[1963]41頁

の経営を行った⁷¹。メディチ銀行の創業後 18 か月の事業利益は、資本の拠出割合に沿って分配された。すなわち、利益の 4 分の 3 はジョヴァンニに、残り 4 分の 1 はバルディに分配された⁷²。

1402 年、メディチ銀行は 8000 フローリンを出資してヴェネツィアにパートナーシップ形態で支店を開設した。ヴェネツィア支店の開設に当たっては、ヴェネツィア支店の支店長もパートナーとして 1000 フローリンを出資した。そのため、ヴェネツィア支店の支店長は支店の資本金の 9 分の 1 しか出資しなかったことになるが ($1000 / (1000 + 8000)$)、ヴェネツィア支店の利益の 4 分の 1 を配当として受け取ることがヴェネツィア支店のパートナーシップ契約で定められた⁷³。メディチ家では、各支店の支店長に、支店への出資割合よりも多くの割合で利益の配当を受けられるようにすることで、支店長のインセンティブを高める経営政策を取っていた⁷⁴。この方針は、その後も他の支店を設立する際に継続されていくことになる。

1420 年、創業者であるジョヴァンニが引退して、二人の息子、コジモ・デ・メディチ (Cosimo de' Medici, 1389 年–1461 年, 当時 31 歳, 以下「コジモ」という。) とロレンツォ (Lorenzo, 当時 25 歳, 1395 年–1440 年) に跡を譲った⁷⁵。コジモの時代に、メディチ家は全盛期を迎えた⁷⁶。

コジモとロレンツォの兄弟は、1420 年に父のジョヴァンニから事業を引き継ぐにあたり、総支配人兼パートナーとなるイラリオネ・デ・バルディ (Ilarione de' Bardi) と新しいパートナー契約を結んだ。このパートナー契約では、資本金が 2 万 4000 フローリンとされ、その 3 分の 2 にあたる 1 万 6000 フローリンをコジモとロレンツォのメディチ家兄弟が、残りの 8000 フローリンをイラリオネ・デ・バルディが拠出した。この本店の資本はフィレンツェ支店に 1 万 500 フローリン、ヴェネツィア支店に 7500 フローリン、ローマ支店に 6000 フローリンずつ振り分けられた⁷⁷。そして、フィレンツェの支店長兼パートナーは、1500 フローリン (同支店の資本の 8 分の 1 相当, $1500 / (1500 + 1 \text{ 万 } 500)$) をフィレンツェ支店に資本として拠出したが、パートナー契約上、フィレンツェ支店の利益の 5 分の 1

⁷¹ Raymond de Roover[1963]30 頁, 31 頁

⁷² Raymond de Roover[1963]41 頁

⁷³ Raymond de Roover[1963]41 頁, 42 頁

⁷⁴ Raymond de Roover[1963] 81 頁

⁷⁵ Raymond de Roover[1963]49 頁, 藤沢道郎[2001]122 頁, 123 頁

⁷⁶ Raymond de Roover[1963]74 頁

⁷⁷ Raymond de Roover[1963]49 頁, 藤沢道郎[2001]125 頁, 126 頁

の配当を得られることとされた⁷⁸。次に、ローマ支店長の支店長兼パートナーは、1000 フローリン（同支店の資本の7分の1相当、 $1000/1000+6000$ ）をヴェネツィア支店に資本として拠出したが、パートナー契約上はヴェネツィア支店の利益の4分の1の配当を得られることとされた⁷⁹。最後に、ヴェネツィア支店では大きな変化はなかった。すなわち、ヴェネツィア支店の支店長兼パートナーは1000 フローリンを同支店に出資し、メディチ家は7000 フローリンを出資したので支店長兼パートナーの拠出割合は8分の1相当であったが（ $1000/1000+7000$ ）、支店長は利益の4分の1の配当を得ることができた⁸⁰。

その後、1435年、コジモは、当時、ジュネーブ支店長であったジョヴァンニ・ベンチ（Giovanni d'Amerigo Benci (1394-1455)、以下「ベンチ」という。）をメディチ家の総支配人兼パートナーに抜擢すると共に、ローマ支店長だったアントニオ・サルターティ（Antonio di Messer Francesco Salutati (1391-1443)、以下「サルターティ」という。）を同様にメディチ家の総支配人兼パートナーに任命した⁸¹。コジモとロレンツォはこの2人の総支配人とパートナー契約を締結し、4人で共同経営する体制を整えた。資本金は3万2000 フローリンとされ、その内の2万4000 フローリンをメディチ兄弟が、4000 フローリンをベンチが、同じく4000 フローリンをサルターティが負担した。したがって、メディチ兄弟が資本の4分の3、ベンチとサルターティが各8分の1を出資したが、利益の分配率はメディチ兄弟が3分の2、二人の総支配人がそれぞれ6分の1とされ、総支配人に有利なプレミアムがついていた⁸²。

その後、事業が拡大し、1439年には、留保利益1万2000 フローリンを資本に組み入れる形で増資がされた。この結果、コジモとロレンツォの兄弟の資本は3万2000 フローリンに増額され、ベンチとサルターティの資本も各6000 フローリンに増額された⁸³。

1440年9月23日に、ロレンツォが死亡した。これに伴い、全てのパートナーシップ契約が終了した。そして、1441年に全店舗の決算が作成された（1441年の決算）⁸⁴。

⁷⁸ Rayomnd de Roover[1963]49 頁, 藤沢道郎[2001]125 頁, 126 頁

⁷⁹ Rayomnd de Roover[1963]49 頁, 藤沢道郎[2001]125 頁, 126 頁

⁸⁰ Rayomnd de Roover[1963]49 頁, 50 頁, 藤沢道郎[2001]125 頁, 126 頁

⁸¹ Rayomnd de Roover[1963]55 頁, 56 頁, 藤沢道郎[2001]132 頁, 133 頁

⁸² Rayomnd de Roover[1963]56 頁, 藤沢道郎[2001]132 頁, 133 頁

⁸³ Rayomnd de Roover[1963]56 頁

⁸⁴ Rayomnd de Roover[1963]60 頁

1451年には、メディチ兄弟と総支配人兼パートナーとの間で新しいパートナーシップが組成された。資本金は7万2000フローリンとされ、メディチ家が4分の3、総支配人ベンチが4分の1を拠出した⁸⁵。拠出後の決算が、1451年の貸借対照表として存在する（1451年の決算）⁸⁶。

1455年、総支配人兼パートナーのベンチが死亡した⁸⁷。1457年のカタスト税の資料によると、フィレンツェのカタスト税の高額納税者の第1位はメディチ家であり、第2位は、1435年にメディチ家の総支配人に就任して財を成したベンチ（の相続人）であった⁸⁸。

コジモは、1464年に病死した（享年75歳）⁸⁹。その後、1494年、フランス国王シャルル8世のイタリア遠征によりメディチ家がフィレンツェから追放され、メディチ銀行は破綻した⁹⁰。

メディチ銀行は、コジモの時代に各地に進出して事業を大きく拡大した。コジモは、1426年11月、ジュネーブに支店を開設した。イタリア以外への初めての進出であった⁹¹。1446年にはロンドン支店とアビニオン支店が相次いで開設された⁹²。その後、ジュネーブ支店からフランスのリヨン支店への移転が徐々に行われ、遅くとも1466年には移転が完了した⁹³。他方、イタリア国内では、1442年にイタリアのピサへ⁹⁴、1452年（遅くとも1453年）にはミラノに進出した⁹⁵。このように、メディチ家はその事業を拡大する過程で多くの支店等を開設してきた。

2 メディチ銀行の業態

中世のイタリアでは、金融業以外にも様々な事業を兼営するのが通常であった⁹⁶。実際、メディチ銀行のパートナーシップ契約では、事業の目的として両替（exchange）と商品（merchandise）の取引を行うことが定めら

⁸⁵ Rayomnd de Roover[1963]65 頁

⁸⁶ Rayomnd de Roover[1963]65 頁以下

⁸⁷ Rayomnd de Roover[1963]71 頁

⁸⁸ Rayomnd de Roover[1963]30 頁, 58 頁, 藤沢道郎[2001]110 頁

⁸⁹ 藤沢道郎[2001]144 頁

⁹⁰ 齊藤寛海[2008a]245 頁

⁹¹ 藤沢道郎[2001]126 頁

⁹² Rayomnd de Roover[1963]62 頁, 63 頁

⁹³ Raymond de Roover[1963]74 頁

⁹⁴ Rayomnd de Roover[1963]62 頁

⁹⁵ Rayomnd de Roover[1963]70 頁

⁹⁶ Raymond de Roover[1963] 108 頁

れていた⁹⁷。ここで「両替」業とされているのは、利息禁止を定める教会法に抵触しないためである（教会法における利息禁止の下でも、両替（exchange）業は合法とされていた⁹⁸）。そのため、契約上の目的として両替業が規定されていたが、両替の際に利息を取ることも合法とされていたことから⁹⁹、両替業の名目で実質的には金融業が行われていた。そして、メディチ家の場合には、後述するメディチ銀行の決算にも表れているように、金融業の比重がかなり大きかった¹⁰⁰。

ただ、商業として多様な商品を取り扱うことは、経営上のリスクを分散するためにも有用である¹⁰¹。実際、メディチ銀行は、塩、胡椒、オリーブ油、ワイン等の日用品の他、羊毛や毛布等の原料品、各種香料や宝石等の高級奢侈品等を取り扱う貿易商社でもあった¹⁰²。さらに、当時のフィレンツェは毛織物の有名な産地であり、メディチ銀行も毛織物業を行っていた¹⁰³。

3 メディチ銀行の組織・経営

当時のフィレンツェにおける商業組織の特徴は、定着商業の下で、本店が海外の多くの支店網を運営するという組織形態である。ただ、この組織の運営は、現代社会で一般的な事業形態である会社よりはパートナーシップ形態で運営されていたと評されている¹⁰⁴。

メディチ銀行もパートナーシップ形態で事業を行っていた。ただ、同時代の他の事業体と異なるメディチ銀行の組織形態の特徴は、メディチ家（コジモ兄弟）と何人かの総支配人がパートナーとなるパートナーシップが（controlling partnership）、支店ごとに組成される他のパートナーシップ（tributary partnership）を支配する二層構造であったという点にある¹⁰⁵。この二層構造の点で、Raymond de Roover 教授は、親会社の子会社を支配する現代の持株会社に類似した構造であったと指摘する¹⁰⁶。この二層構造の点は、本稿の検討対象であるメディチ銀行の決算を検討するうえで必要な

⁹⁷ Raymond de Roover[1963] 108 頁

⁹⁸ Raymond de Roover[1963] 108 頁, 109 頁

⁹⁹ Raymond de Roover[1963] 112 頁

¹⁰⁰ Raymond de Roover[1963] 108 頁

¹⁰¹ Raymond de Roover[1963]142 頁

¹⁰² 藤沢道郎[2001]117 頁

¹⁰³ Raymond de Roover[1963]42 頁

¹⁰⁴ Raymond de Roover[1963]2 頁

¹⁰⁵ Raymond de Roover[1963] 77 頁, 78 頁, 81 頁

¹⁰⁶ Raymond de Roover[1963] 77 頁, 81 頁

前提知識であり、本稿では、前者を本店パートナーシップ、後者を支店パートナーシップと表記する。

この二層構造の下では、本店における総支配人たるパートナー（例えば、ベンチやサルターティ）の役割は、全ての支店の支店長と密に連絡を取り合い、経営方針を定め、支店に指示を伝え、支店からの報告書に目を通し、あらゆる問題についてコジモやロレンツォのメディチ家兄弟と協議をする点にあった¹⁰⁷。

他方、支店の日常業務については、支店長（branch manager）の広範な裁量の下で行われた¹⁰⁸。その際、支店との間のパートナーシップ契約においては、各支店の支店長が資本出資割合よりも多くの割合で利益配当を受けられることができると定められ、それにより支店長を動機づけるシステムが採用されていた¹⁰⁹。

この二層構造は、経営リスクの限定という点からも有用であった。というのは、支店ごとに別のパートナーシップとなっているので、法人格（ragione, legal entity）が異なることになり、ある支店の責任が、別の支店に影響することを避けられたからである¹¹⁰。

その他、本稿の問題意識に関連する、メディチ銀行の経営上の特徴として、貸倒引当金が設定されていたことが挙げられる。メディチ銀行では、利益配当の前に貸倒引当金を設定するのが一貫した政策となっていた¹¹¹。これにより利益配当が抑制されてメディチ銀行の財務基盤が強化されることとなった。

4 メディチ銀行の契約書

次に、メディチ銀行が作成したパートナーシップ契約書の内容を、本店パートナーシップ契約書と、支店パートナーシップ契約書に分けて概観する。

まず、メディチ家と総支配人との間の本店パートナーシップ契約として、例えば、コジモとロレンツォ兄弟及び総支配人のベンチとサルターリが当事者となった1435年のパートナーシップ契約が現在も残っている。この契約では、支店の利益から支店長兼パートナーへの利益配当を除いた

¹⁰⁷ Raymond de Roover[1963]84 頁

¹⁰⁸ Raymond de Roover[1963]6 頁, 7 頁

¹⁰⁹ Raymond de Roover[1963] 81 頁

¹¹⁰ Raymond de Roover[1963]82 頁, 84 頁

¹¹¹ Raymond de Roover[1963]100 頁

分が本店パートナーシップに帰属することが定められていた¹¹²。さらに、利益配当を行う前に十分な貸倒引当金を設定することが定められていた¹¹³。契約の有効期間は通常5年間とされたが、メディチ家はいつでも6か月前の通知で解除できるとされていた¹¹⁴。

他方、支店パートナーシップは支店ごとに異なるが、その内容は概ね共通している¹¹⁵。例えば、1455年のブルージュ支店との支店パートナーシップ契約の内容は以下なものであった。まず、契約当事者は、コジモ兄弟と2人の総支配人により構成される本店パートナーシップと、支店の支配人・パートナーであった¹¹⁶。支店の目的は、両替と商業を支店の所在地域において行うこととされた¹¹⁷。支店の利益配当として、支店長の出資割合よりも多い割合での支店長兼パートナーへの利益配当や、資本の払戻の禁止、配当を行うことについてのメディチ家の同意権、支店長への生活費の支給が定められていた¹¹⁸。また、契約書において、支店長に与えられた権限や禁止事項が明記された（例えば、支店長による支店外での個人事業の禁止や、自ら職務を行う義務、毎年3月24日を決算日として会計書類をフィレンツェに送付する義務等が定められた¹¹⁹）。最後に、パートナーによる無限連帯責任が定められた。ただし、メディチ銀行は、常に支店の債務について無限責任を負ったわけではない。有限責任パートナーシップを認める1408年のフィレンツェの法律を利用して、メディチ家は、出資額を限度とする有限責任を契約書で定めることが多かった¹²⁰。

以上のように、メディチ銀行のパートナーシップ契約書においては、各パートナーの利益配当額の算出や、支店長兼パートナーへの利益配当の算出のために、会計情報が使用されることが予定されていた。

この配当の用途であるが、メディチ銀行においては配当利益の内のいくらかは、事業投資に使われて事業の成長に使われた。例えば、1439年に、留保利益が資本に組み入れられたのはその典型例である。ただ、配当利益のうちかなりの部分は、パートナーの不動産購入等に充てられていた¹²¹。

¹¹² Raymond de Roover[1963] 81 頁

¹¹³ Raymond de Roover[1963]86 頁

¹¹⁴ Raymond de Roover[1963]86 頁

¹¹⁵ Raymond de Roover[1963]86 頁

¹¹⁶ Raymond de Roover[1963] 87 頁

¹¹⁷ Raymond de Roover[1963] 87 頁

¹¹⁸ Raymond de Roover[1963] 87 頁

¹¹⁹ Raymond de Roover[1963] 87 頁～89 頁

¹²⁰ Raymond de Roover[1963] 89 頁, 90 頁

¹²¹ Raymond de Roover[1963]48 頁

第2節 メディチ家の会計実務

以上のメディチ家の概要を前提として、メディチ家で作成された決算について考察する。

1 考察の対象

本稿における考察対象としては、1441年と1451年のメディチ銀行全体の決算と、1466年から1467年のリヨン支店の決算を取り扱うこととする。

メディチ銀行の会計に関する原史料としては、1950年に発見された1397年のメディチ家創立から1451年までのメディチ家の会計帳簿である秘密帳簿 (*libri segreti, confidential ledger*) がある¹²²。この史料にはメディチ家の多数の決算資料が含まれているが、その中で確実に複式簿記が採用されたと評価されているのは、1441年と1451年のメディチ銀行全体の決算である¹²³。そこで、本稿では、この2つの決算を考察の対象とすることとする。

さらに、上記の史料とは別に、一部の支店の会計資料が現在まで残されており¹²⁴、本稿では、その中から、1466年から1467年のリヨン支店の決算を考察の対象に加えることとする。リヨン支店を取り上げる理由は以下の3点である。第1に、リヨン支店がメディチ銀行のイタリア以外の支店では最大規模であったという点である。1470年頃のデータであるが、当時のメディチ家の各支店の従業員数は、フィレンツェ本店が10名、ブルーージュ、リヨン、ミラノ、ヴェネツィアが各8人、ローマ6人、アビニオン5人、ロンドン4人となっており¹²⁵、イタリア以外ではリヨンが最大の従業員数を抱える支店となっていた。そのため、リヨン支店の検討は、メディチ銀行の支店における実態を把握する上で重要な意義を持つと思われる。第2に、当時のリヨンは、地中海市場の貸借関係が集中して決済される重要な金融市場となっていた点が挙げられる¹²⁶。この背景として、当時、フランス国王がリヨンの商業上の地位を高めるため1462年の王令等の様々な政策を打ち出していたことが挙げられる¹²⁷。このような政策が奏功して

¹²² Raymond de Roover[1963]4頁, 46頁。

¹²³ Raymond de Roover[1963]97頁

¹²⁴ Raymond de Roover[1974]152頁

¹²⁵ Raymond de Roover[1963]95頁

¹²⁶ 齊藤寛海[1988]43頁

¹²⁷ 1462年、ルイ11世はリヨンの繁栄を目的として、フランス商人がジュネーブの市

リヨンの重要性が高まったことから、メディチ家はジュネーブ支店からフランスのリヨン支店への移転を徐々に進め、遅くとも 1466 年には移転が完了していた¹²⁸。このような当時の商業上の重要性からも、リヨン支店の決算を把握することには意味がある。第 3 に、リヨンではその後、現代の商法に通ずる様々な規則が定められたことが指摘できる。例えば、商事に関するリヨンの規則が、会計帳簿について世界で初めて成文で定めた商法である 1673 年のフランス商事王令に影響を与えたと指摘されている¹²⁹。もちろん、後述するように、そもそもリヨン支店の会計帳簿は秘密帳簿として一般には開示されていなかったため、メディチ銀行のリヨン支店の会計がどの程度、フランスの会計実務やリヨンの規則に影響を与えたのかは不明であるといわざるを得ない。ただ、少なくとも、リヨン支店の会計が、リヨンで当時行われていた会計実務の一つであることは確かであり、リヨン支店の会計から読み取れる情報が、当時のリヨンの会計実務を理解する上での貴重な一史料であるということ是可以する。以上の理由から、リヨン支店の決算も本稿の考察の対象として含めることとする。

2 1441 年の決算

1441 年の決算によって作成された貸借対照表が、Raymond de Roover 教授によってまとめられている¹³⁰。表 1 はそれに基づいて作成したものである(毛織物店及び絹織物店に冠せられた経営者の名称等は省略した。)

表 1 1441 年 11 月 1 日¹³¹のメディチ銀行の貸借
資産

<i>f.</i>	<i>s.</i>	<i>d.</i>	<i>aff.</i>
-----------	-----------	-----------	-------------

場に赴くのを禁じ、続いて 1463 年 3 月 8 日の王令で年 4 回、ジュネーブの市場と同じ日にリヨンで市場を開くこととし、さらに、リヨンの市場に赴く商人に対して関税等の免除などの特権を与えた (Raymond de Roover[1963]289 頁, 290 頁, 仁木久恵[2018]66 頁)。

¹²⁸ Raymond de Roover[1963]74 頁

¹²⁹ 仁木久恵[2018]72 頁～76 頁

¹³⁰ Raymond de Roover[1963]61 頁

¹³¹ 当初は、メディチ家の通常の決算日 (毎年 3 月 24 日) に合わせて、1441 年 3 月 24 日を決算日として各支店に会計帳簿の提出を求めたが、支店からの情報提供の遅れにより、1441 年 11 月 1 日が基準日とされた (Raymond de Roover[1963]60 頁, 61 頁)。

・フィレンツェの銀行(Tavola ¹³²)							
運転資本・	・	・	・	11,707	24	6	
・ローマ：資本なし(no corpo)							
準備金(reserve)5,300cameral							
florin・	・	・	・	4,960	0	0	
・ヴェネツィア：資本£700	<i>f.</i>	<i>s.</i>	<i>d.</i>				
groat (ヴェネツィア通貨)・	7,560	0	0				
剰余金 (sopraccorpo, surplus)	6,587	10	5	14,147	10	5	
・ジュネーブ：資本 (corpo)・	10,000	0	0				
剰余金 (sopraccorpo)・	4,901	23	0	14,901	23	0	
・アンコーナ：資本・	6,000	0	0				
未配当利益(undistributed							
profits)・	600	0	0	6,600	0	0	
・ブルージュ：資本・				6,420	0	0	
・毛織物店：資本・	2,400	0	0				
剰余金(sopraccorpo)・	1,838	21	1	4,238	21	1	
・毛織物店：資本・	2,500	0	0				
剰余金(sopraccorpo)・	925	0	0	3,425	0	0	
・絹織物店：資本・	4,200	0	0				
剰余金・	3,120	0	0				
のれん(Goodwill)・	235	23	0	7,555	23	0	
合計	・	・	・	73,956	15	0	

負債

	<i>f.</i>	<i>s.</i>	<i>d.</i>	<i>f.</i>	<i>s.</i>	<i>d.</i>	<i>aff.</i>
・メディチ銀行の資本							
コジモとロレンツォの遺族	32,000	0	0				
ベンチ・	6,000	0	0				
サルターティ・	6,000	0	0	44,000	0	0	
・剰余金(sopraccorpo, surplus)							
コジモとロレンツォの遺族	19,562	9	10				
ベンチ・	4,890	18	5				
サルターティ・	4,890	18	5	29,343	17	8	

¹³² 直訳すると「テーブル」となるが、当時のイタリアでは、銀行 (Banco) の意味でも用いられていた (Raymond de Roover[1963]19 頁参照)

・ Giuntino di Guido Giuntini			
の遺族	612	26	4
合計	73,956	15	0

(Raymond de Roover[1963]61 頁に基づいて作成)

決算書においては、資本 (corpo) と剰余金 (sopraccorpo) が区別されている。この「剰余金」という訳後は、Raymond de Roover 教授の「surplus」という英訳を和訳したものである。Raymond de Roover 教授によると、「sopraccorpo」は、今日の「剰余金 (surplus)」よりも広い概念であり、具体的には、①前期繰越利益、②パートナーが定められた出資額を超えて出資した金額、③外部者により振込まれた預金を含んでいた¹³³。①が今日の「剰余金」に該当するのは明らかであるが、②と③については今日の剰余金に該当するとは言い難い。②について敷衍すると、メディチ銀行のパートナーシップ契約書では、定められた資本額を超えた金額をパートナーが拠出できるとされ、その拠出額に利息を付して利益配当の前に引き出すことができるとされていた¹³⁴。その点では、②は、今日の中小会社における社員による会社に対する個人的な貸付の元利返済に類似したものであり、利益配当という言葉にはなじまないといえる。③については、メディチ銀行では、聖職者や諸侯からの預金も受け入れており、その預金額が含まれていた¹³⁵。預金が利益配当の財源になるというのは現代の感覚からすれば奇異に思えるが、当時は、預金は法的に保護されておらず、銀行の帳簿に記載されるまでは返還請求ができないという実情があった¹³⁶。以上のように、メディチ銀行でいう剰余金 (sopraccorpo) は今日の剰余金より広い概念である点に留意が必要である。

1441 年の決算で作成された貸借対照表をみると、資産の側では、各支店等に配分されたメディチ家の拠出した資本 (corpo, capital) と剰余金 (sopraccorpo, surplus) が表示されている¹³⁷。注目すべきことは、この資本 (corpo) には、支配人等の支店パートナーシップのパートナーが出資した分は含まれていないということである¹³⁸。逆にいえば、本店パートナーシップが支店に対して拠出した資本しか記載されていなかった。

他方、負債の側には、4 人の本店パートナーの各自の資本 (corpo,

¹³³ Raymond de Roover[1963]100 頁

¹³⁴ Raymond de Roover[1963]101 頁

¹³⁵ Raymond de Roover[1963]101 頁以下

¹³⁶ Raymond de Roover[1963]102 頁

¹³⁷ Raymond de Roover[1963]60 頁～62 頁

¹³⁸ Raymond de Roover[1963]62 頁

capital) と、各パートナーに帰属する剰余金 (sopraccorpo, surplus) が表示されている¹³⁹。さらに、今日であれば、貸方には負債と純資産が表示されるはずであるが、上記の貸借対照表では「負債」という表題となっているのに、今日の純資産に相当する情報しか表示されていない。後で検討するリヨン支店の貸借対照表では、今日の貸借対照表の負債に相当する勘定が記載されているが、本店の貸借対照表には負債が記載されていないのである。したがって上記の貸借対照表からは、負債の情報、つまり、会社債権者の情報が完全に抜け落ちているということになる。

この貸借対照表の記載からは、この貸借対照表が4人の本店パートナーの資本と利益配当の計算を念頭において作成されていたと結論付けることができる。その理由として、まずパートナーについていえば、本店パートナーの出資額しか記載されていないため、本店パートナーの分の計算しか行えないことが分かる（逆にいえば、支店パートナーのための計算を行うことはできない）。次に、この貸借対照表では、貸方側に、今日の貸借対照表の資本の部に相当する情報しか記載されていない。そして、本店パートナーの出資した資本額と、本店パートナーに帰属する利益の額を算定するには、今日の貸借対照表の純資産の部の情報で足りることからすると、この貸借対照表は、本店パートナーの資本額と利益の額を計算することを目的として作成されていたと結論付けることができる。

また、この貸借対照表の記載からは、債権者に対する開示や情報提供を目的として作成されたわけではないという結論も導かれる。というのは、この貸借対照表では今日の負債に相当する情報が全く記載されていないことから、この貸借対照表のみを用いて卒然と財務分析を行うと、常に自己資本比率100%と判定されてしまい、事業の安全性（倒産可能性）を正確に判定することが不可能となる（例えば、今日の安全性分析の代表的な指標である自己資本比率分析は、負債を考慮して初めて算出することが可能となる。そのように、負債の情報が得られない状態で、企業の安全性（倒産可能性）を判定することは極めて困難である。）。そのため、この貸借対照表から、債権者にとって重要な情報である事業の安全性を判断することはできず、この貸借対照表が債権者への開示や情報提供を目的としていたと考えることは難しい（さらにいえば、後述の通り、そもそも、メディチ銀行の会計書類は、社員以外には開示されないこととなっていた。）。

¹³⁹ Raymond de Roover[1963]60 頁～62 頁

(Raymond de Roover[1963]66 頁に基づいて作成)

1451 年の決算は、資本 (corpo) の表記が中心で、剰余金 (sopraccorpo) の記載がほとんどない点を除けば、1441 年決算とよく似ている。剰余金の記載がほとんどない理由は不明であるが、前記の通り、1451 年には、資本金を 7 万 2000 フローリンとする新しいパートナーシップ契約が締結されており、剰余金はその資本に含まれている可能性が考えられる。

貸借対照表の資産の数字は、いずれも、メディチ銀行の本店パートナーシップが出資した金額を示しており (資産の数字は、いずれも Raymond de Roover[1963]67 頁に示された本店パートナーシップの出資額の明細表と全て一致している。)、支店パートナーの出資額は含まれていない。また、この貸借対照表には、負債すら記載されておらず、債権者が回収可能性の判定に使うことができない点も 1441 年決算と同様である。したがって、1451 年決算についても債権者保護機能が見られない点で 1441 年決算と同様ということができる。

4 リヨン支店の決算

リヨン支店については 1466 年の貸借対照表と 1467 年の損益計算書が、Raymond de Roover 教授によってまとめられている¹⁴¹。表 3-1 (貸借対照表の資産)、表 3-2 (貸借対照表の負債)、表 3-3 (損益計算書) はそれに基づいて作成したものである。

表 3-1 リヨン支店の貸借対照表 (資産) 1467 年 4 月 2 日

科目	エキュ	s.	d.
固定資産			
家具・	572	12	10
馬・	418	4	8
小計・	990	17	6
流動資産			
現金・	2,248	1	0
商品 (銀, 織物等)・	8,134	7	1
その他の債権・	36,827	13	9
不良債権・	683	13	6
王侯貴族への貸付金・	18,580	12	6
海外取引・	8,161	3	11
メディチ銀行各支店への預金・	14,575	0	0

¹⁴¹ Raymond de Roover[1963]292 頁, 293 頁, 298 頁

官僚への貸付金・	2,011	9	9
小計・	91,222	1	6
特別勘定			
Francesco del Tovaglia ¹⁴² ・	9,991	13	6
絹織物・	4,428	9	0
前払給与・	307	4	0
その他・	1,049	19	9
小計・	15,777	6	3
総計・	107,990	5	3
	108,050	13	9

(Raymond de Roover[1963]292 頁に基づいて作成)

表 3-2 リヨン支店の貸借対照表 (負債) 1467 年 4 月 2 日

科目	エキュ	s.	d.
未払金			
その他債務・	6,235	8	7
前払信用状・	2,143	14	0
ヴェニス顧客勘定・	2,544	16	1
引受手形・	2,762	8	8
海外取引・	20,453	1	4
販売済み香辛料の委託者への支払・	63	7	6
小計・	34,202	16	2
預金 ¹⁴³ ・	41,931	7	9
未払費用, 引当金その他の勘定			
Francesco Sassetti 個人勘定・	3,068	7	4
未払給与・	1,602	17	9
不良債権及び未払給与の引当金・	719	8	6
貧民寄附・	7	13	3
小計・	5,398	6	10
リヨン支店の旧勘定・	49	10	6
資本			
資本金・	12,400	0	0
過年度未処分利益・	5,575	5	0
当期利益・	8,493	7	6

¹⁴² 絹織物取引の商人 (Raymond de Roover[1963]295 頁)

¹⁴³ Raymond de Roover[1963]295 頁に明細があり, 19 名から預金を受け入れている。

小計・・・・・・・・・・	26,468	12	6
	108,050	13	9

(Raymond de Roover[1963]293 頁に基づいて作成)

表 3-3 リヨン支店の損益計算書 (1466 年, 単位: エキュ 64)

科目	▽	s.	d.			
現金差益・・・・・・・・・・				728	10	6
両替取引からの利益	▽	s.	d.			
フィレンツェ・・・・・・・・	2,682	8	0			
ローマ・・・・・・・・・・	1,300	0	0			
アヴィニヨン・・・・・・・・	365	12	5			
モンペリエ・・・・・・・・	250	0	0			
ミラノ・・・・・・・・・・	63	3	4	4,661	3	9
利息及び教皇勅書の収益・・				3,630	13	0
貿易の利益・・・・・・・・・・				111	18	0
Francesco Tovagila の絹織物収益						
3900 エキュの 2/3				2,600	0	0
ジュネーブ副事務所からの収益				700	0	0
口銭及び仲介手数料・・・・・				523	10	0
収益合計・・・・・・・・				12,955	16	1
営業経費の控除	▽	s.	d.			
事務用品費・・・・・・・・	17	13	0			
運送費・・・・・・・・・・	21	0	0			
郵送料・・・・・・・・・・	46	12	0			
生活費・・・・・・・・・・	1,096	16	6			
家賃・・・・・・・・・・	188	18	0			
従業員給与・・・・・・・・	49	11	0			
贈答代・・・・・・・・・・	77	0	8			
家具の減価償却費・・・・・	40	0	0			
支払利息・・・・・・・・	352	0	3			
寄付金・・・・・・・・・・	15	0	0			
盗難による損失・・・・・・・・	25	10	0	-1,930	1	5
				11,025	14	8
預金利息の控除・・・・・・・・				-2,532	7	2
純利益・・・・・・・・				8,493	7	6

(Raymond de Roover[1963]298 頁に基づいて作成)

リヨン支店においては、表3-1～3のように当時としてはかなり高度な貸借対照表と損益計算書が作成されていた。貸借対照表の貸借は一致しているし、損益計算書の当期利益が、貸借対照表の当期利益額と一致する等、財務諸表の基本的な等式は満たしている。

貸借対照表の貸方を見ると、資本金の3倍以上に相当する預金を受け入れていることがわかる。それらはわずか19名の預金者からなる大口預金者であり¹⁴⁴、パートナーの出資金を上回る預金金額が半分以上を占めている¹⁴⁵。その他、貿易取引に関する勘定や、給料に関する勘定が記載されており、一般の取引債権者や労働債権者も債権者として存在したことが分かる。

また、貸借対照表の貸方には純資産が記載されているが、ここでは、資本と利益（前期繰越利益と当期利益）が区別されているだけである。今日の資本会計に見られるような資本の詳細な区分（例えば、資本金、資本準備金、資本剰余金）は見られない。メディチ銀行のパートナーシップ契約においては、資本の払戻しの禁止や、支店の利益額に基づいた支店長の利益配当計算が定められていることから、資本と利益の区別は必要となるが、債権者保護のために、それ以上に細かく資本を分類して計算をする必要はなかったためであると思われる。

貸借対照表や損益計算書に記載された金額をどのように測定（評価）したのかについての基準については史料がない。そのため、資産の評価基準等について一定の知見を得ることはできない。ただ、損益計算書を見ると、減価償却費の計上や引当金の計上等がされており、正確な期間損益を追求する姿勢と共に保守主義の発想がみられたこともうかがいすることができる¹⁴⁶。

5 決算の手順

以上のメディチ家の決算は、以下の手順で行われた。まず、支店は、毎年3月24日を決算日として、損益計算書を付した貸借対照表の写しを本店に送付した¹⁴⁷。リヨン支店の決算は、この一環として支店で作成されたものであると推測される。中世における一般の実務では決算は必ずしも毎年

¹⁴⁴ Raymond de Roover[1963]295 頁

¹⁴⁵ 仁木久恵[2018]68 頁, 70 頁

¹⁴⁶ 仁木久恵[2018]62 頁～64 頁。厳密にはミラノ支店での指摘であるが、これらの指摘はリヨン支店にも妥当するであろう。

¹⁴⁷ Raymond de Roover[1963]84 頁, 89 頁, 100 頁

されていたわけではないが¹⁴⁸、メディチ家においては、毎年決算が作成され本店に送付されていた¹⁴⁹。

そして、本店に送付された決算書は、本店で慎重に検査された。また、支店長は毎年1回（アルプス以北については少なくとも2年に1回）フィレンツェ本店に呼ばれて、決算書について質問を受けることとされていた¹⁵⁰。このような形で、決算書の監査が行われていたことになる。

その後の手続きについては、Raymond de Roover 教授は指摘していないが、各支店の決算を総合することで、上記の1441年決算と1451年決算が作成されたと推測される。

6 会計帳簿の管理

1950年に発見された、1397年のメディチ家創立から1451年までのメディチ家の会計帳簿である秘密帳簿（libri segreti, confidential ledger）は、本店パートナーの一人によって保管されていた。この秘密帳簿には、パートナーの出資や引出し、パートナー間の利益配分、各支店に拠出された資本、従業員の給与等が記載されていた¹⁵¹¹⁵²。この秘密帳簿は、通常、1名の総支配人であるパートナーによって鍵付きの箱に保管されており、オフィスで働く従業員の目にさえ触れないようにされていた¹⁵³。

また、フィレンツェ本店の秘密帳簿（libri segreti）の他に、各支店にも支店長が作成する秘密帳簿が存在した¹⁵⁴。また、支店から本店に送付される支店の財務情報は、通常の文書ではなく、機密性の高い文書として本店に送付されていた¹⁵⁵。

いずれにしても、メディチ銀行の決算は、本店、支店を問わず厳重に保管されていた。支店の会計情報は支店長が、メディチ家全体の財務情報は総支配人であるパートナーが厳重に管理を行っていた。従業員を含めて、それ以外の者への開示は予定されていなかった。したがって、メディチ銀行の会計情報は、メディチ家の社員、具体的には、メディチ家全体の会計

¹⁴⁸ Raymond de Roover[1963]48 頁

¹⁴⁹ Raymond de Roover[1963]89 頁, 100 頁

¹⁵⁰ Raymond de Roover[1963]100 頁

¹⁵¹ Raymond de Roover[1963]4 頁, 46 頁。より精密には1397年10月1日から1451年3月24日である（Raymond de Roover[1963]46 頁）。他方、これ以降の期間については、会計帳簿の原史料はかなり少なくなる（Raymond de Roover[1963]4 頁）。

¹⁵² 秘密帳簿には、その他に枢機卿（cardinal）等の秘密の預金口座を必要とする者の預金の情報も含まれていた（Raymond de Roover[1963]46 頁）。

¹⁵³ Raymond de Roover[1963]46 頁, 85 頁

¹⁵⁴ Raymond de Roover[1963]46 頁

¹⁵⁵ Raymond de Roover[1963]96 頁

情報を前提として利益配当の額を決める必要がある本店パートナーと、支店の利益に応じて支店の利益の配当を受ける支店パートナーに対する開示に限られていたといえることができる。

他方、メディチ銀行には、リヨン支店に見られるように、出資額を大きく超える少数の大口預金債権者や、取引債権者、労働債権者等の債権者がいたが、それらの者に開示された形跡はない（少なくとも、開示したとする史料は存在しない。）。

以上より、メディチ家の会計実務は、基本的に、社員の配当可能利益の算出のために作成されているものの、債権者への開示を目的として作成されてはいなかったと結論付けることができる。

第3節 メディチ家の会計が果たした機能

メディチ銀行の会計が果たしていた機能、特に社員（パートナー）・債権者への機能を検討する。

第1に、パートナーとの関係では、メディチ銀行の会計は、メディチ家のパートナー、具体的には、メディチ家全体の会計情報を前提として利益配当の額を決める必要がある本店パートナーと、支店の利益に応じて支店の利益の配当を受ける支店パートナーに対する開示機能を果たしていた。このようにパートナーに対する開示が決算の機能として重視されていたことは、パートナーシップ契約において利益を基準として配当額を決めるとされていたことや、メディチ家全体の決算である1441年及び1451年の決算がパートナーの利益配当額を決める目的に特化して作成されていたことから裏付けられる。

第2に、債権者との関係では、メディチ銀行の会計は、債権者への情報提供機能や会社財産確保と言った債権者保護の機能を果たしていなかったといえる。というのは、そもそも、メディチ銀行の会計情報は、本店・支店ともに、厳重に管理され、第三者に開示されていなかったからである。また、仮に債権者がメディチ家の決算情報を何らかの方法で知ったとしても、1441年と1451年のメディチ家の決算からは負債の情報が除外されており、債権者が回収可能性を判定するために全く役に立たない情報となっていたからである。なお、前記のように、メディチ家では、配当の前に引当金の設定や減価償却費の計上等の保守主義的な会計処理が行われている。この保守主義的な会計処理を行えば、利益が減少し、配当として社外流出する額も減少する。その結果、会社財産が増加して債権者を保護する機能を事実上果たすことになる。しかし、債権者への計算書類の開示すらなされていない状況において、このような保守主義的な会計処理のみを取り出して、債権者保護を目的とした会計が行われていたと評価するのは困難であるように思われる。

以上より、メディチ家の会計実務は、社員との関係では、資本と利益を計算しパ

ートナーへの配当額を算出する機能を果たしていたが、債権者を保護する機能を目的として作成されてはいなかったといえることができる。

なお、その他の機能として、メディチ家では会計を経営管理の用具としても用いていた¹⁵⁶。ただ、この点については、本稿の検討から外れるので、そのような機能があったという指摘にとどめたい。

第4章 フッガー家の会計

第1節 はじめに

ルネサンス期のイタリアで誕生した科学的方法に基づく複式簿記は、ドイツにも継受されることになる。そこで、次に、ドイツにおいて継受されたイタリアの会計制度の実務を検討対象として、ドイツにおいて会計がどのような機能を果たしていたのかを検討する。

検討対象として、当時の欧州最大の豪商といわれたフッガー家 (Haus Fugger) で行われた決算を対象とする¹⁵⁷。この決算は、中世のドイツで最初に複式簿記に基づき、かつ財産法的思考に基づいて行われた損益計算である。検討対象としてフッガー一家を選んだ理由は2つある。1つは、フッガー家に関する多くの史料が現代まで受け継がれ会計学者による豊富な研究がされてきたことであり、もう1つは、15世紀末から16世紀にかけてのドイツは別名「フッガー家の時代」ともいわれており¹⁵⁸、フッガー家が、まさにこの時期のドイツを代表する商業体であることによる¹⁵⁹。

1 フッガー家の概要

フッガー家の決算を検討する前に、その前提となる事実関係を整理する。その際、まず、フッガー家の沿革を簡単にまとめ(1)、次に、当時のドイツの会社法の状況やフッガー家の定款を概観する(2)。

フッガー家の繁栄の始まりは、富豪ヤーコプ・フッガーの祖父ハンス・

¹⁵⁶ Raymond de Roover[1963]97頁, Raymond de Roover[1974]157頁, 158頁

¹⁵⁷ 片岡泰彦[1994]14頁, 片岡泰彦[2012]65頁

¹⁵⁸ この名称は、16世紀の国際金融史の古典として評価の高い R. Ehrenberg[1922a], R. Ehrenberg[1922b]の表題に由来するものである(成瀬治[1996]416頁)。

¹⁵⁹ ドイツにおける最古の会計帳簿は、パチョーリの簿記論よりも早く14世紀前半には既に存在していたとされている(片岡泰彦[1994]3頁, 4頁)。しかし、それらのドイツの商人達により作成された会計に関する記録は事業上の取引と、私的な取引の区別がされていないなど、会計記録の技術としては不十分なものであった(Arthur H. Woolf[1912]99頁, 邦訳文献として、片岡義雄・片岡泰彦[1997]107頁ないし109頁)。

フッガーが、アウグスブルグ近郊の村からアウグスブルクに移住して毛織物業を始めるところにまで遡る¹⁶⁰。ハンス・フッガーは、織布工ツunftに加入したが、後に機織りよりも織物の販売に精を出して事業を拡大した¹⁶¹。ハンス・フッガーの子ヤーコプ・フッガー（1世、1398–1469）はフッガー家の取引を拡大して東方産の高価な香辛料や絹等の取引を行いフッガー家を発展させた¹⁶²。ヤーコプ・フッガー（1世）の子として、フッガー一家の家業を長年にわたって手伝ったのが、長男ウルリッヒ・フッガー（Ulrich Fugger, 1441–1510, 以下「ウルリッヒ」という。）、六男ゲオルク・フッガー（Georg Fugger, 1453–1506, 以下「ゲオルク」という。）、七男の富豪ヤーコプ・フッガー（Jakob Fugger der Reiche, 1459–1525, 以下「ヤーコプ」という。）であった¹⁶³。フッガー家をさらに飛躍させたのはヤーコプであり、従来の東方との商業に加えて、金融業や鉱山業も手掛けてフッガー家を大いに発展させた¹⁶⁴。この結果、フッガー家はイタリアのメディチ家をしのぐ金融王となり、ハプスブルグ家やスペイン王、教皇等を取引先として、国際的な経済活動を展開するようになり¹⁶⁵¹⁶⁶、ヨーロッパの80か所以上に支店や事務所を開設するまでになった¹⁶⁷。フッガー家の栄光は、ヤーコプの後を継いだ、ヤーコプの甥アントン・フッガー（Anton Fugger, 1493–1560, 以下「アントン」という。）の時代にも続いたが、その後は衰退していった¹⁶⁸¹⁶⁹。以上のように、フッガー家の全盛期を築いた

¹⁶⁰ 成瀬治[1996]417頁、諸田實[1989]28頁、29頁。フッガー家の詳細な家系図は Gerhart Nebinger, Albrecht Rieber [1978]参照

¹⁶¹ 諸田實[1989]28頁、29頁

¹⁶² 成瀬治[1996]417頁

¹⁶³ 諸田實[1989]30頁、31頁

¹⁶⁴ 成瀬治[1996]417頁

¹⁶⁵ 成瀬治[1996]417頁、フッガー家が欧州最大の豪商となったのは、特に、鉱業と金融業の寄与が大きかったとされている（諸田實[1989]36頁）

¹⁶⁶ 資産総額から負債総額を差し引いた金額は、1527年に213万グルデン、1546年に510万グルデンに達し、この1546年の金額は、「教皇庁の銀行家」として活躍したフィレンツェのメディチ家（1440年）の約5倍に達したといわれている（諸田實[1989]35頁）。

¹⁶⁷ 諸田實[1989]40頁、41頁

¹⁶⁸ 諸田實[1989]45頁、48頁

¹⁶⁹ フッガー家衰退の原因は、スペイン王室への多額の貸付（1563年にフッガー会社の資産総額の約70%、1577年には約76%を占めた）が、スペイン王室の支払停止（国家破産、1557年、1575年）によって焦げ付いたこと、アントウェルペン市場での取引が1585年のスペイン軍の占領と破壊により国際的市場としての機能を失ったことによる（諸田實[1989]45頁）。

のはヤーコプと、その甥のアントンであった¹⁷⁰。

2 当時のドイツの法制度とフッガー会社

1494年8月18日、ウルリッヒ、ゲオルク、ヤーコプの3兄弟は、定款を作成して会社（Gesellschaft¹⁷¹）を設立した（以下、この会社を「フッガー会社¹⁷²」という。）¹⁷³。そして、1498年以降においてはフッガー家の事業はこのフッガー会社により行われた。フッガー家で決算が行われたのは、いずれも会社設立後のことである。

フッガー家の会計についての検討を始める前に、その前提として、フッガー会社における組織法上の法律関係はどのようなものだったのだろうか。この点を検討するために、まず、当時のドイツの法制度を確認し

(1)、次に、フッガー会社の定款等を確認する(2)。これらの法律関係は、フッガー会社の決算の内容を理解するうえで重要な前提となる。

¹⁷⁰ 諸田實[1989]38頁～41頁

¹⁷¹ 本稿では、「Gesellschaft」の訳語として、「会社」という用語を当てている。元々、ドイツ語の「Gesellschaft」は、日本では組合とも、会社とも訳すことができるため（山田晟『ドイツ法律用語辞典改訂増補反版』（大学書林，2001年，第4版）276頁）、フッガー家の事業が組合と会社のいずれに当たるのかが問題となる。この点、日本法においては、組合と会社は、法人格の有無等のいくつかの点で区別するとされている（神田秀樹『会社法』（弘文堂，2018年，第20版）田中亘『会社法』（東京大学出版会，2016年）6頁以下，11頁，12頁等）。ただ、当時のドイツでは、そもそも本稿で後に述べるように会社法による規律がされていなかったことから、当時の制定法の条文を手掛かりとしてフッガー家の事業が会社か組合かを決定することはできない。ただ、フッガー家の取引実態としてフッガー会社の名において取引が行われており法人格があったものと同視し得るような経済実態はあったようであることや、経済史において「会社」という訳語が充てられていることから、本稿でも会社と訳出することとする（ただ、本稿はフッガー家の事業を「組合」ではないとまで断定するものではない。実際、ドイツ法における合名会社（Offene Handelsgesellschaft）や合資会社（Kommanditgesellschaft）も日本では会社と訳されているが、法律上の性質は組合とされている（山田晟『ドイツ法律用語辞典改訂増補反版』（大学書林，2001年，第4版）276頁）。次にどの種類の会社として訳出するのが問題となるが、当時、フッガー家に適用されていた会社法はなく、社員の責任の内容から会社の種類を明確に定めることができない。そのため、本稿では単に「会社」という訳語を当てることとした。

¹⁷² 後述の通り、フッガー会社は、存続期間が定められており、その後、名称等も変更された（諸田實[1989]32頁）。ただ、営んでいた事業自体は継続性を持って引き継がれていったので、その後名称変更等がされた会社も含めて、本稿では「フッガー会社」と表記する。

¹⁷³ 諸田實[1989]31頁、定款の全文はMax Jansen[1910]263頁～268頁参照

(1) 当時のドイツにおける会社に関する法制度

まず当時のドイツの法制度を確認してみよう。当時のドイツではそもそも会計に関する法規制が存在していなかった¹⁷⁴。また、会社について定めた法律もほとんど存在していなかった¹⁷⁵。例えば、フッガー家の本店があったアウグスブルグにおいては1600年に至るまで会社法は存在しなかった¹⁷⁶。そのため、当時の会社に関する法規制は、主として社員（Gesellschafter）が定める定款（Gesellschaftsvertrag）によって規律されることとなった¹⁷⁷。

(2) 当時の定款の概要

当時のドイツの会社の定款に定められていた内容は、もちろん会社ごとに異なっているが、Elmar Lutz 教授が当時の南ドイツの有力な会社の定款を分析している。本稿の問題関心に則して、Elmar Lutz 教授の分析結果をまとめると、当時の南ドイツの会社の定款の特徴として以下の5点を挙げることができる。

第1点目として、会社の設立動機として「より良い利益のために（um essern Nutzen willen）」とされることが多かったが¹⁷⁸、今日では重要とされるような資本の集中等の点は挙げられてはいなかった¹⁷⁹。むしろ、社員自身と家族の利益のため（家族の名誉など）のためとされていることが多かった¹⁸⁰。このように、家族との関係で定款が作成される点が、当時の定款の特色である。実際、後述するフッガー会社の定款でも、家族に関する言及が見られる。フッガー家もそうであるが、一族の名を冠する

¹⁷⁴ Elmar Lutz [1976a]393 頁

¹⁷⁵ 15世紀末までにドイツにおいて会社について定めた法律としては、1464年にニュルンベルグで定められた法律（Privileg）しかなかった（Elmar Lutz [1976a]72 頁）。しかも、この法律は、上訴（Appellation）、後見人（Cormundschaft）、会社債務の有限・無限責任の区別について規定していたにすぎず（Elmar Lutz [1976a]72 頁）、今日の会社法のように様々な事項について規定していたわけではなかった。16世紀も同様な状況が続いた（Elmar Lutz [1976a]79 頁）。なお、ニュルンベルグの法律の解釈については争いがある（Elmar Lutz [1976a]73 頁）。

その後、1578年にフランクフルトで会社法が制定されるものの、アウグスブルグでは、依然として会社法は制定されなかった（Elmar Lutz [1976a]156 頁）。

¹⁷⁶ Elmar Lutz [1976a]135 頁

¹⁷⁷ Elmar Lutz [1976a]160 頁

¹⁷⁸ Elmar Lutz [1976a]202 頁

¹⁷⁹ Elmar Lutz [1976a]203 頁

¹⁸⁰ Elmar Lutz [1976a]203 頁

同族会社が多かったことも、その背景であると思われる。

第2点目として、当時の南ドイツでは、会社の存続期間を定めるのが通常で、例えば1年～12年の期限が定められていた¹⁸¹。ただ、存続期間が満了したからといって直ちに会社を解散するのではなく、新しい定款を作成するといった方法で事業を継続するのが通常であった¹⁸²。

第3点目として、当時の南ドイツでは、主たる社員については基本財産（Hauptgut）とその後の期間における損益を出資するということが広く行われていた¹⁸³。今日の観点からは、設立後の期間における将来の損益を出資するというのは奇妙に思えるが、当時の南ドイツではそのような定めが定款に置かれるのが通常であった。この背景として、後述するように、内部留保による資金調達（将来の期間における利益を留保する）という側面があったように思われる。

第4点目として、当時の南ドイツの会社では、社員が生活費を会社から引き出すことがしばしば行われており、ほぼ全ての定款にその点に関する規定が置かれていた¹⁸⁴。そして、生活費の引き出しがされた場合には、資本から控除するという定めが置かれていた¹⁸⁵。

第5点目として、会社の債務に対する社員の責任については、定款では何も定められていなかった¹⁸⁶。

(3) フッガー会社の定款

以上のように、フッガー会社が本店を置くアウグスブルグにおいては、当時、会社法は存在しなかった。そのため、フッガー会社では、社員間の契約である定款（Gesellschaftsvertrag）により、フッガー会社の権利義務関係が規律されていた。また、最も影響力のあった社員であるヤーコプの遺言も社員の権利義務関係に一定の影響を与えた。

¹⁸¹ Elmar Lutz [1976a]210 頁

¹⁸² Elmar Lutz [1976a]216 頁以下

¹⁸³ Elmar Lutz [1976a]255 頁， 諸田實[1989]32 頁

¹⁸⁴ Elmar Lutz [1976a]370 頁

¹⁸⁵ Elmar Lutz [1976a]375 頁

¹⁸⁶ Elmar Lutz [1976a]461 頁。なお、前述のニュルンベルグの1464年の法律（Privileg）においては、会社の債務に対する社員の責任に関する規定があった（Elmar Lutz [1976a]461 頁以下）。また、当時のドイツにおいては、破産した社員は、社員自身の財産によっても会社財産を弁済する責任を負い、社員の配偶者の結婚財産（Heiratsgut）も対象となった（Elmar Lutz [1976a]467 頁）。ただ、他方で、破産手続きにおいては、当時のドイツに統一した破産法がなかったことから、破産手続きをかいぐることも可能であった（Elmar Lutz [1976a]467 頁， 468 頁）。

フッガー会社の具体的な定款については、定款の有効期間が6年間とされていたこともあり、複数の定款が存在する。ただ、本稿で検討する1527年の決算との関係で重要なのは、設立時に作成された1494年の定款と1502年の定款、さらにヤーコプの兄弟であり、また社員でもあったウルリッヒとゲオルクの死亡を受けて作成された1512年の定款である。そこで、本稿に関連する範囲で、それらの定款の内容について考察する。

ア 1494年の定款

1494年8月18日、ウルリッヒ、ゲオルク、ヤーコプの3兄弟は、定款を作成して会社を設立した¹⁸⁷。その定款は、今日のような条文形式ではなく、文章形式で作成されていた¹⁸⁸¹⁸⁹。このように文章形式で記載され、またかなりの長文であることから、定款に記載された権利義務の内容の解釈については幅があり得るが、Max Jansen 教授によると1498年の定款の内容は以下の10点にまとめられる¹⁹⁰。

第1点目として、会社の存続期間は6年間とされた。各社員は、現在保有している基本財産（Haupugut）と（各年度の）利益を会社に拠出するとされた¹⁹¹。そして、各社員は、出資された財と利益に相応した持分を有することとされた。前述の通り、当時の南ドイツでは、主たる社員については基本財産とその後の期間における損益を出資するという慣行が広く行われていたが、フッガー会社においてもそれに類似した取り扱いが定められていたことになる。

第2点目として、会社の商号は「アウグスブルグのウルリッヒ・フッガーとその兄弟（Ulrich Fugger und Gebrüder von Augsburg）」とされた。個人とその兄弟を商号とする点も、同族会社が多かった当時のドイツの特色である。

第3点目として、社員の権利義務がいくつか定められた。具体的には、各社員は、対外的に完全に会社を代表することや、各社員が書類に署名し、補助者（使用人、代理人）を受け入れ、解雇することができることが定められた。

¹⁸⁷ 諸田實[1989]31頁、定款の原文はMax Jansen[1910]263頁～268頁参照

¹⁸⁸ 定款の全文は、Max Jansen[1910]263頁～269頁参照

¹⁸⁹ なお、会社設立の目的は、当時の相続法による家業への悪影響を防ぐため、会社を設立してフッガー家の家業をこの会社で行わせる点にあったという解釈もある（諸田實[1989]178頁）。

¹⁹⁰ Max Jansen[1910]30頁～32頁

¹⁹¹ Götz Freiherr von Pölnitz[1951]25頁、Elmar Lutz [1976a]255頁、255頁注44、諸田實[1989]32頁

第4点目として、社員の職務専念義務が定められた。すなわち、各社員は、フッガー会社以外の特別な商取引に従事することができず、また、(従事している)全ての商取引について他の社員に通知することが定められた。

第5点目として、各社員は、生活費等のために必要とする資金を会社から引き出すことができることや、この経費は会社の一般的な経費となることが定められた。

第6点目として、各社員は、自身とその家族のため、自身の基本財産の4分の1を上限として、会社から資金を借りることができることが定められた¹⁹²。

第7点目として、社員が6年の期間後に契約の更新を望まない場合には、会社を分割しなければならないものとされた。この点について争いが生じた場合には、2人の社員の意見で決まることとされた。当時、フッガー家の社員は3人だったので、会社の継続について2対1で争いとなった場合には、2人の社員の意見(すなわち3分の2の意見)で会社を分割するかが決まることと定められたことになる。

第8点目として、パートナーの内、一人が死亡した場合の規定が置かれた。具体的には、①パートナーのうちの1人が6年以内に死亡した場合、その相続人はさらに3年間、会社から資本を引き出してはならない。②相続人は死亡した社員の書類を引き渡さなければならず、会社に対して影響力を行使しない。③相続人が望む場合には生計の資を会社から受け取ることができるが、その金額は最終的な利益分配の際に控除される。④2人の生存している社員は、3人目(死亡した社員)がまだ経営を行っているとは仮定して精密な計算を行う。そして2人の社員が利益の金額として相続人に通知したものを、相続人は異議なしに受け入れなければならない。⑤相続人への支払期限は厳密に定めることとされた。

第9点目として、パートナーの内、2人目も死亡した場合の規定も置かれた。すなわち、2人目の社員も6年の期間の終了前に死亡した場合には前項の規定を準用すること、残った社員は利益を計算し、3年以内に計算が完了すれば相続人に支払うこと、所有物(家、鉱山、宝石)の評価は生存している社員が行うことが定められた。

第10点目として、社員は上記の全ての点を忠実に遵守することが定められた。

本稿の問題意識との関係では、上記の定款に債権者の保護規定や、債

¹⁹² Götz Freiherr von Pölnitz[1951]25頁も参照

権者に対する会計帳簿の開示規定が存在しないことがまず注目される。

また、社員との関係では、出資や持分に関する規定が定められると共に、会社財産の確保のための規定が置かれている点が注目される。具体的には、第5点目の会社からの資金引出の上限規定や、第8点目の①の相続人による資本引出の制限が規定されている。前述の通り、当時のアウグスブルグに会社法はなく、したがって、法律により配当や減資が制限されることはなかった。そのため、理屈上は、配当や減資を無制限に行うことができる旨を定款に定めることも可能なはずであるが、実際には、定款で一定の制限が課されていた。このように定款で会社財産の確保が図られている理由については史料がなく不明であるが、おそらくは、当時の資金事情によるものであろうと推測される。当時は、前述の通り証券取引所の誕生前だったので証券取引所を介した資金調達をすることはできなかった。また、当時は、巨額の借入を容易に行えるような環境ではなかった。特に、フッガー会社のように当時の欧州最大の規模まで成長した企業の資金需要を満たすだけの組織は存在しなかった（当時、巨額の資金を有していた組織としては、例えば、租税徴収権を持つ国王等の諸侯が考えられるが、実際にはそれらの諸侯さえもフッガー家から資金を借り入れている状態であった。）。このような経済環境において、企業の安定成長を実現するには内部留保の確保に努めるのが一番確実である。そのような経済環境を考慮すると、配当可能利益としての持分が計算されたとしても、実際に配当をするのではなく、定款により配当による社外流出を厳しく制限する規定が置かれるのは自然な成り行きであったといえることができる。

イ 1502年の定款

その後、設立時と同じ3人の兄弟の間で1502年12月23日、従来の定款を更新する新しい定款が作成された¹⁹³。この新しい定款は、作成された時点で1494年の原始定款の作成時から約8年半近く経過しており、原始定款の有効期限である6年間で2年半ほど超過していたことになる¹⁹⁴。

ウ 1512年の定款

その後、3人兄弟の内、ゲオルクが1506年に、ウルリッヒが1510年

¹⁹³ Max Jansen[1910]268頁～270頁

¹⁹⁴ Elmar Lutz [1976a]212頁。その後、フッガー会社の定款には自動更新条項が置かれることとなった（Elmar Lutz [1976a]212頁）。

に亡くなった。前記の通り、1494年の定款では2人の社員が死亡した場合に残された社員が利益を計算することとされており（1494年の定款の第9点目）、ヤーコプは、1511年に1494年の設立以来最初の決算を行うこととなった¹⁹⁵。この1511年の決算では、後に見るように、この2人の社員の相続人への利益分配額の計算（及び利益の資本への留保）が行われている。

この決算終了後、1512年に新しい定款が作成された。この定款も文章形式なので具体的な内容については解釈の幅があり得るが、Max Jansen 教授によると、以下の7点にまとめることができる¹⁹⁶。

第1に、ヤーコプは、ウルリッヒとゲオルクの相続人の一部（社員とならなかった相続人等）に対して持分を支払ったことを定款に記載した¹⁹⁷。

第2に、新たな社員の加入が認められた。ヤーコプは、ウルリッヒの息子であるヒエロニムスと、ゲオルクの息子であるライムントとアントンをフッガー会社の社員として加入を認めた。そして、この加入に伴い上記の3名はフッガー会社に対するこの時点の持分（利益）を会社から引き出さず、会社に残す（現代風にいえば留保利益を資本に組み入れる）こととされた。これも、前述した内部留保による資金調達の一環とすることができる。そして、新たに社員となった上記の3名が1527年の決算において社員として登場することになる。

第3に、会社内での社員の権限が定められた。新たに社員として加入した3名は、全ての点でヤーコプを会社の最高権力者（Haupherren）とし、無条件でヤーコプに従い、商業上の機密を守る義務を負った。新社員は、高額の支出をするには、ヤーコプの承認が必要とされ、また今後6年間そしてその後の延長期間においても権限を持たないこととされた。

第4に、会社の商号は、「ヤーコプ・フッガーとその甥達（Jakob Fugger und seiner Gebrüder Söhne）」又はイタリア語で「Jakob Fugger e nepoti」とされた。

第5に、ヤーコプは、理由なく新たな社員を会社から除名できるとされた。

第6に、ヤーコプはいつでも会社を解散できるとされた。

第7に、ヤーコプが死んだ場合にウルリッヒとライムントが会社の管

¹⁹⁵ 諸田實[1989]33頁

¹⁹⁶ Max Jansen[1910]36頁, 37頁

¹⁹⁷ これは、後述する1511年の計算において、ウルリッヒとゲオルクの親族への支払として詳細に記載されている。

理者（verwalter）に就任することとされた。また、新社員はヤーコプの相続人の利益計算を行うが、相続人に対する利益の配当が強制されないことも定められた。この利益配当の制限も内部留保による資金調達の一環とみることができる。

エ 1525年のヤーコプの遺言とヤーコプの死

以上が1527年の決算までの間に作成された重要な定款の概要であるが、1527年の決算を検討するにあたっては、ヤーコプが1525年の死の直前に作成した2通目の遺言書にも言及する必要がある。その遺言書において、ヤーコプは、アントンとライムントに、利益の8分の1を与えることとした¹⁹⁸。そして、実際に1527年の決算では、後述するとおり、アントンとライムントに利益の8分の1が与えられた。与えられた8分の1の金銭の費目（名称）については史料からははっきりしないが、アントンとライムントが管理人（Verwalter）であったことからすると、報酬とみるのが自然なように思われる。

この遺言書が作成されたすぐ後、ヤーコプが亡くなり、甥のアントンがその後を継いだ。アントンは、1527年12月31日を基準日としてフッガー会社の2回目となる決算を行った¹⁹⁹。

第2節 フッガー会社の決算

1 フッガー会社で作成された決算

フッガー会社の決算は、1511年、1527年、1536年、1546年等に行われているが²⁰⁰、ここでは1527年の決算を検討する。1527年の決算を対象とする理由は以下の3点である。第1に、1527年の決算に関する膨大な資料が残されていること²⁰¹、第2に、フッガー会社の決算でも1527年の決算が会計学者によって詳細に検討されていること、第3に、フッガー会社の会計を基に著名な簿記書を表したシュヴァルツが関与した決算であることによる²⁰²。

¹⁹⁸ Max Jansen[1910]38頁, 39頁

¹⁹⁹ 諸田實[1989]109頁

²⁰⁰ 諸田實[1989]109頁。実際に作成された各年の貸借対照表等の詳細は、R. Ehrenberg[1922a]参照

²⁰¹ 諸田實[1989]125頁, 126頁。膨大な資料を詳細に分析した資料として Jacob Strieder[1905]参照

²⁰² 井上清[1976a]142頁

2 1527年の決算の手順

当時、フッガー会社の当主であったアントンは、各支店に対し、1527年12月末を作成予定日（現代でいう決算日）として財産目録を作成し、本店に送付するよう命じた。その際、財産を測定するための貨幣単位として各地方・各国の貨幣単位が採用された。そのため、各支店から財産目録の送付を受けた本店は、これらの貨幣単位を本店の貨幣単位へと換算した上で、フッガー会社全体の財産目録を作成した。そして、この財産目録を基にして、フッガー会社全体の貸借対照表及び利益計算書が作成された²⁰³。

利益計算書の具体的な作成手順は、1511年に作成された決算の書類（より正確には1527年の決算と比較できるように若干の修正を加えたもの）と、1527年に作成された財産目録、貸借対照表を利用して、1511年～1527年の17年間に及ぶ利益計算書を作成するというものであった²⁰⁴。利益計算書の作成の際に1511年時点の決算書類が登場するのは、後述するようにフッガー家では1511年時点の純資産と1527年の純資産の差額から利益を算出するという財産法による損益計算を行っていたためである。

3 1527年の貸借対照表

上記の手順による決算の結果、作成されたフッガー会社の1527年の貸借対照表が表1—1である（Jacob Strieder[1905]111頁，112頁，諸田實[1989]121頁，井上清[1976a]145頁を基に筆者作成）²⁰⁵。

表1—1 貸借対照表

負債（払出し Ausgaben） Müntze で評価された分	資産（受入れ Ainemen） Müntze で評価された分
4,512.9.4 ハル	4,185.12.3 ポーツェン
2,327.19.4 シュヴァーツ	50,358.9.2 ハル
871.6.- フッゲラウ	213,402.5.8 シュヴァーツ
438.5.6 ウィーン	5,524.3.4 フッゲラウ
100.12.6 ライプツィヒ	14,612.13.9 ウィーン
2,928.6.3 ホッホキルヒ	3,070.5.7 ライプツィヒ
6,077.4.- オーフェン	6,074.19.7 ホッホキルヒ
1,988.2.8 ノイゾール	48,345.16.8 ノイゾール

²⁰³ 片岡泰彦[1994]18頁，19頁，井上清[1976a]143頁～146頁

²⁰⁴ 片岡泰彦[1994]30頁～34頁

²⁰⁵ 諸田教授の和訳を諸田實[1989]121頁より転載。原資料は、井上清[1976a]144頁や諸田實[1989]120頁に収録されている。現代ドイツ語で表記した資料として、Jacob Strieder[1905]111頁～114頁参照

889. -. - ヴェネツィア	163,446.11.10 アウグスブルグ
<u>53,952.13.4</u> ハンガリー取引	26,064.17.10 ニュルンベルグ
73,995.17.10	481.13.1 ケルン
	25,524.4.9 ヴェネツィア
	651,638. -. 8 宮廷帳
	<u>217,083. -. -</u> ハンガリー取引
Gold で評価された分	1,429,812.14.2
2,852.9. - ブレスラウ	
55,830.11.9 アウグスブルグ	Gold で評価された分
8,689.9.7 ニュルンベルグ	2,000. -. - ライプツィヒ
100. -. - ケルン	26,433. -. - ブレスラウ
16,960.19.7 アントウェルペン	400,000. -. - アウグスブルグ
71,376.16.1 ローマ	20,000. -. - ニュルンベルグ
337,210.9.11 スペイン	16,350. -. - フランクフルト a.M.
290,780.7.7 手形帳	363,889. -. - アントウェルペン
<u>10,000. -. -</u> 使用人	37,103.13.4 ローマ
793,801.3.6	510,869.8.8 スペイン
<u>73,995.17.10</u>	66,229.3.4 手形帳
867,797.1.4	<u>127,902. -. -</u> 土地
	1,570,776.5.4
	<u>1,429,812.14.2</u>
	3,000,588.19.6 資産
	<u>867,797.1.4</u> 負債
	2,132,791.18.2
Müntze で評価された資産 (受入) 額	1,429,812.14.2
" 負債 (払出) 額	<u>73,995.17.10</u>
" 残額	1,355,816.16.4
Gold で評価された資産 (受入) 額	1,570,776.5.4
" 負債 (払出) 額	<u>793,801.3.6</u>
" 残額	776,976.1.10
	*
	1,355,816.16.4
	<u>776,816.16.4</u>
	2,132,791.18.2
	過ぎ去りし 1527 年について

	*この部分に also wirt es sein 3/4 müntz u. 1/4 golt rainisch と記載
--	--

上記の貸借対照表は、左の列が負債で、右の列が資産を表している²⁰⁶。資産・負債の列に記載されているのは支店や、未払給与（「使用人」と表記）等の勘定等である²⁰⁷。今日の連結財務諸表・連結計算書類とは記載が異なるが、上記の通り、支店ごとの財産目録を集計して作成されていることからすると、支店ごとに計上されるのが自然な作成方法ではある。

そして、資産の額は、右列の上段の合計額（142万9812、端数省略、以下同じ。）と、右列の中段の合計（157万0776）の合計として300万0588と計算されている（右列の中央より下の「資産」の行参照）²⁰⁸。

他方、負債の額は、左列の上段の合計額（7万3995）と、左列の中段の合計（79万3801）の合計として86万7797と計算された（左列の中央より下の部分及び右列の「負債」の行参照）²⁰⁹。

この資産と負債の差額として、資本は213万2791と計算されている²¹⁰（右列の中段の「負債」の行の1つ下の行参照。なお、この行より下の行は、資本213万2791の検算部分である²¹¹。）

4 1527年の利益計算と資本の計算

前回決算が行われた1511年から1527年の決算の間の17年間の利益の計算書は以下の表1—2、表1—3の通りである（Jacob Strieder[1905]112頁～114頁、諸田實[1989]122頁、123頁を基に筆者作成）。

1527年の利益計算では、1527年の資本から1511年の資本を控除する財産法で利益計算が行われている。そのため、1527年の利益計算においては、1511年の資本の計算も併せて行われている（表1—2）。本稿では、検討の便宜上、1511年の計算部分（表1—2）と1527年の計算部分（表1—3）を分けて検討する。

表1—2 1511年の計算

1511年2月14日	
土地、家屋、家具、銀製什器	fl.70,884
その内 1/3 は男子相続人に優先相続	<u>23,628</u>

²⁰⁶ 井上清[1976a]145頁

²⁰⁷ 井上清[1976a]145頁、諸田實[1989]149頁

²⁰⁸ 井上清[1976a]145頁

²⁰⁹ 井上清[1976a]145頁

²¹⁰ 井上清[1976a]145頁

²¹¹ 井上清[1976a]145頁

残り 2/3 が共同相続	47,256
債権, 商品, 貨幣及び貨幣価値	<u>213,207</u>
	合計 260,463
その内, ウルリッヒ聖堂建築に拠出	<u>15,000</u>
	資本 ²¹² の残額 245,363
その内, ウルリッヒ・フッガーの相続人に	87,583
ゲオルク・フッガーの相続人に	76,881
故ヤーコブ・フッガーの相続人に	<u>80,999</u>
〔ウルリッヒ・フッガー相続人分の内訳 ²¹³ 〕	
87,583fl.は次の様に分配された	
修道尼フェリキタス嬢に	1,500
トゥルツィン夫人の取得分の残額	7,300
V.シュタイン夫人の受取分の残額	4,000
エーインガー夫人の受取分の残額	5,000
故 V.ヴーベンホーフェン夫人の分	11,000
V.シュテッテン夫人に	11,000
ウルリッヒ氏及びヒロニムス・フッガー氏に	<u>22,000</u>
	合計 61,800
俗界の者が 3,683fl.ずつ受け取るはずの未分配の分	<u>25,783</u>
ウルリッヒ・フッガー氏の相続人の分の総額	87,583
〔ゲオルク・フッガー相続人分の内訳 ²¹⁴ 〕	
故ゲオルク・フッガー氏の分の 76,881fl.については	
彼の亡くなった夫人に帰属した分	11,500
故マルクス・フッガー氏の受取り分の残額	7,000
ボンガルトナー夫人に	14,000
ライムント・フッガー氏に	14,000
アントーン・フッガー氏に	<u>14,000</u>
	60,500
兄弟姉妹が幸運にも 4,095fl.ずつ会社に入れる未分配の分	<u>16,381</u>
	総計 76,881

²¹² 原典の「Hauptgut」はフッガー会社の計算過程では様々な意味で用いられる曖昧な概念である。そのため、決算書の翻訳の段階では、直訳ではないものの、フッガー家の計算過程で用いられる概念に最も近い単語として「資本」という単語で訳出した。

²¹³ 原典に記載はないが、説明の便宜上記載した（諸田實[1989]123頁）。

²¹⁴ 原典に記載はないが、説明の便宜上記載した（諸田實[1989]123頁）。

上記計算と分配のうち（1527年末決算で）新しく組み入れられる資本は以下の通りである。

故ヤーコブ・フッガー氏の資本 80,999 と、土地からの利益の 23,628 の内のヤーコブの分 1/3 の 7,876 の合計 88,875fl. ライムント・フッガー氏の資本 14,000 と、土地の利益の 1/3 からゲオルクが受け取った分 1/2 と、上記の未分配の分 16,381 の 1/2 ; 前者は 3,938, 後者は 8,190½ で合計 26,128½。同様にアントン・フッガー氏の分は 26,128½fl. (アントンと) ライムントの分で合計 52,257fl. ヒロニムス・フッガーと彼のなくなった兄弟の資本 22,000 と土地からの受取り分 7,876 と未分配の残額 25,783 の合計 55,569fl. 総額 196,791fl. が資本である。

1527年の決算において改めて1511年の計算が行われたのは、最終行に記載された1511年の資本196,791を算出するためである。この資本の金額が、表1—3の1527年の利益計算の際に使われることになる。

また、1511年の計算は、ヤーコブの兄弟であり、また、フッガー会社の社員でもあったウルリッヒとゲオルクの死亡を受けて、両者の相続人に対する利益分配額を算出する目的で行われている。そのため、上記の計算過程においては、ウルリッヒとゲオルクの相続人等の分配額が詳細に計算されている。

表1—3 1527年の利益計算

1527年12月	
土地	172,902
債権, 商品	<u>1,904,750</u>
	資本の合計 2,032,652
その内, 寄付の分を控除	<u>11,450</u>
	2,021,202
1511年の資本金を控除	<u>196,791</u>
17年の利潤	1,824,411
その内 1/8 がライムント及びアントンに帰属	<u>228,051</u>
未分配のまま残った分	1,596,360
故ヤーコブ・フッガー氏の持分	720,950
ライムント・フッガー氏の持分	211,953
アントン・フッガー氏の持分	211,953
ヒロニムス・フッガー氏の持分	<u>451,503</u>
	1,596,359
資本と利潤の総額は	
故ヤーコブ・フッガー氏	809,825

ライムント・フッガー		352,107
アントン・フッガー		352,107
ヒロニムス・フッガー		<u>507,162</u>
		2,021,201
17年間に各自が（会社から）受け取った分を控除		
ヤーコブ・フッガー氏	142,035 残額	667,790
ライムント・フッガー	101,875 "	250,232
アントン・フッガー	60,356 "	291,751
ヒロニムス・フッガー	亡くなった兄弟ウルリッヒ	89,016
	彼自身	37,050
	合計	126,066
		<u>381,096</u>
したがって、1527年末の我々の会社の資本		1,590,869
それに寄付の分を加算		<u>11,450</u>
これが正しい資本 (capital ²¹⁵) 金額である。		1,602,319

次に、1527年の利益計算においては、以下の様な手順で計算が行われた。まず、前回決算が行われた1511年から1527年の決算の間の17年間の利益は、1527年の資本総額（ただし、表1—1の貸借対照表から算出される資本額とは完全には一致しない²¹⁶。）から寄付等の額を差し引いた金額202万1202から、1511年の資本金額19万6791を差し引いた差額182万4411として算出された²¹⁷。

そして、この17年間の利益182万4411の内8分の1に当たる22万8051が、フッガー会社への貢献に対するアントンとライムントの社員2名の報酬として算出された。この利益の8分の1をアントンとライムントの社員2名に与えるというのは、1525年のヤーコブの遺言書に基づくものである。

次に、フッガー会社の当時の社員4名がフッガー会社から私費（生活費等）として引き出した金額等を調整した後の金額159万6359からヤーコブ、アントン等の4人の社員への分配額が計算された²¹⁸。ただし、この社員への分配額は実際に配当として流出するのではなく、その大部分は次の期の資本金額に組み入れられた（その結果、新しい期の資本金額は、160

²¹⁵ 原典ではこのように表記されている（Jacob Strieder[1905]114頁）。

²¹⁶ 諸田實[1989]122頁

²¹⁷ 片岡泰彦[1994]35頁，36頁

²¹⁸ 片岡泰彦[1994]35頁，36頁

万 2319 グルデンと算出された。) ²¹⁹。これは、前記の通り、新たに社員となったものの持分（留保利益）が資本に組み入れられるとされていたためである。

17年間の利益率は、1511年の資本（19万6791）を単純に分母とすれば、927%にも上るものであり、年平均に換算すると50%を越えるものであった²²⁰。

本稿との関係で重要な点を確認すると、上記の計算過程で算出された利益は、ヤーコプが遺言で指示した割合（1/8）に基づいて社員2名への報酬額の計算と、社員4人の持分（配当可能利益）の計算に用いられている。つまり、フッガー家で行われた決算の目的は、社員に帰属する持分（配当可能利益）の計算と、利益に基づいた社員の報酬の計算に用いられていたということができる。

これに対し、フッガー会社の決算の債権者との関係での機能についてみると、そもそも、後述するようにフッガー会社の決算が債権者に開示されていないことから債権者保護機能を果たしていたということとはできない。それに加えて、フッガー会社の決算が、1511年、1527年、1536年、1546年と10年前後というかなり長い期間で作成されてきたこととも関連させて1点指摘しておきたい。仮に、フッガー会社の決算が債権者に対する情報開示等の機能を持っていたとすれば、決算自体は、より頻繁に行う必要がある。会社の財務状態はすぐに変わるのであるから、例えば、数年経過した時点での会社の財政状態は、前回の決算時の会社の財務状態と大きく異なることになる。しかし、フッガー家では上記のようにかなり長い期間をおいて決算がされている。しかも、その決算は、社員の死亡による相続等、社員の都合に合わせて行われている傾向が強い。例えば、1511年の決算は、ウルリッヒとゲオルクという社員の死亡後の利益計算を目的として行われているし、1527年の決算もヤーコプという社員の死亡の後の利益計算を目的として行われている。もちろん、現代とは異なり、連絡手段も大きく制限される当時の中世で、欧州中に張り巡らされた80か所もの支店等の情報を把握して決算書を作り上げるのは並大抵の事業ではない。その点からは、決算の間隔が1年に1回ではなく、2、3年に1回になってしまったとしても不思議ではない。しかし、そうだとした場合、10年前後の間隔が開くと会社の財務状況は相当変わってしまい債権者が会社の財務状況を把握する目的には役立たないものになってしまう。そうすると、このように非常に長い間隔をあけて決算書が作成されたという事実からも、フッ

²¹⁹ 諸田實[1989]122頁、123頁に上記の利益計算の和訳が示されている。

²²⁰ 井上清[1976a]146頁

ガー家の会計は債権者に対する情報提供等によって債権者を保護するという機能を有していたとはいえないように思われる。

5 シュヴァルツの簿記と財産法・損益法

以上のように、フッガー会社の会計は、財産法による利益計算をしている。しかし、このフッガー会社による決算が論理的に損益法を排除していたわけではない。フッガー会社の会計主任であったマテウス・シュヴァルツ（Matthäus Schwarz）²²¹は、フッガー会社の決算をモデルとする簿記書（以下「シュヴァルツの簿記書」という。）を執筆した²²²。このシュヴァルツの簿記書においては、損益法による利益計算が示されており²²³、損益法による計算を行うことも理屈の上では可能であった。

6 フッガー会社における会計文書の取り扱い

フッガー会社の会計文書は、上記の通り、会計期間における利益の額を財産法で算出すると共に、各社員のフッガー会社からの私費（生活費）の引き出し額や、社員への利益の分配、その利益の資本組入額を示すものとして作成されている。また、フッガー会社の利益計算は、全社員が当事者となって作成したフッガー会社の定款等に沿って行われている。したがって、フッガー会社の会計文書が、利益配当等に関して強い利害関係を持つ社員に対して開示されたであろうことは容易に想像される。

他方、フッガー会社の文書は社員以外の者に対して開示されることはなく、厳重に保管されていた。その根拠を挙げると、例えば、ヤーコプは、ウルリッヒとゲオルグの死後、会社の重要文書を箱に入れて保管し、社員がその箱の鍵を持つことにした²²⁴。また、アントンは、その遺言書において、各種の帳簿等の営業文書を安全に保管し、整理し、外部の誰の目にも触れさせないように指示したともされている²²⁵。また、前記の通り、当時のドイツには、債権者への開示を定めた法律は存在していなかったし、フ

²²¹ シュバルツは、フッガー家に就職する前にイタリアで修業を積み、イタリア式簿記を学んでいる。そして、シュバルツはイタリアから帰国した後にフッガー家の会計主任を務め、シュバルツの簿記書として知られる簿記書を著した（片岡泰彦[1994]55頁，56頁）。

²²² 片岡泰彦[2012]65頁。ただし、これらの簿記書は結果として出版されることはなかった（片岡泰彦[1994]56頁）。

²²³ 片岡泰彦[1994]80頁

²²⁴ 諸田實[1989]33頁。なお、これが、今日まで残るフッガー家に関する貴重な史料を収めたフッガー文庫の始まりともいわれている（諸田實[1989]33頁）。

²²⁵ 諸田實[1989]252頁，253頁

ッガー会社の定款にも債権者への開示を定めた規定は存在していなかった。以上の事実によれば、フッガー会社が、その決算を債権者へ開示することは全く想定されていなかったといえることができる。

第3節 フッガー会社の会計が果たした機能

フッガー会社の会計の決算を通じて、当時の会計が果たしていた社員・債権者への機能を検討する。

第1に、社員との関係では、フッガー会社の決算は、特定の会計期間における利益や、各社員の会社からの引出額を精算した後で各社員に帰属する利益の額を算出する機能を果たしていた。また、利益を基準とした社員への報酬を計算する機能も果たしていた。つまり、フッガー会社の決算は、社員に帰属する利益の額等の会計情報を社員に対して提供するという機能を果たしていたといえることができる。

第2に、債権者との関係では、フッガー会社の決算は、債権者へ会計情報を開示するという機能を果たしていなかった。上記のように、そもそも、フッガー会社の決算は厳重に保管されており債権者に対して開示されていなかった。また、そもそも決算が約10年という非常に長い期間で作成されており、仮に開示されたとしても、債権者が回収可能性を判断する上では役に立たなかったといえることができる。したがって、債権者を保護する機能は果たされていなかったといえることができる。なお、留保利益の資本組入れがされて会社の財務基盤が強化されれば、事実上、債権者保護の機能を営むという見方もできるかもしれない。しかし、債権者に会計情報が開示されていない状況において、債権者保護機能があったとまでいうことは無理があるように思われる。むしろ、留保利益の資本組入れは、証券取引所や、今日の銀行借入のような資金調達手段がない中で、安定した企業経営を行うための資金調達手段とみる方が自然であると思われる。

第5章 むすび

以上の分析から、法制度が会計を規定する前の会計実務で課せられていた会計の役割は、社員に対し、一定期間の資本・利益を計算し社員に開示して社員を保護する機能にあったといえることができる。実際、パチョーリの簿記論における会計は、決算書を作成する事業主に対して利益の額を示す機能を果たしている。また、メディチ家の会計でもパートナーの利益額の計算や、支店長であるパートナーに対する報酬額の計算のために会計情報が用いられていた。さらに、フッガー家の会計においても、やはり社員の持分（配当）額の計算や、社員への報酬の計算のために会計情報が作成されていた。このように、中世の会計では、社員のための利益計算を中核として、社員に対する情報開示機能が会計の中核的な機能となっていた。

他方、当時の会計実務においては、債権者に対する会計情報の開示は想定されておら

ず、債権者を保護する機能は含まれていなかったとすることができる。実際、パチョーリの簿記論においては、資本と利益を示す帳簿は秘密にすべきであるとされていた。また、メディチ銀行の会計においても、決算書は秘密帳簿とされ、債権者に対しては開示されていなかった。のみならず、メディチ銀行の本店・支店の全体をまとめた計算書は、負債が記載されておらず、したがって債権者によるリスクの判定や回収可能性を適切に判断できない計算書となっていた。その点で、メディチ家の会計は、債権者に対する開示機能を果たしていなかったとすることができる。さらに、フッガー家の会計においても、同様に会計資料は厳に秘密とされ債権者に対しては開示されていなかった。また、フッガー家は約10年という非常に長い間隔をあけて決算書が作成されている。そのような長い間に会社の財務状態が変動し得ることを考えると、フッガー家の会計資料は、仮に債権者に開示されたとしても債権者が回収可能性を適切に判断できるようなものではなかったと考えられる。

以上のように、本稿の検討から、法制度による会計規制が始まる前の会計の機能として、社員に対して利益の金額等を計算・開示して社員を保護する機能はあったのに対し、債権者を保護する機能はなかったとすることができる。

それでは、今日のように会計に債権者保護機能が求められるようになったのは、なぜなのだろうか。仮に債権者保護機能を会計に与えたのが中世の「純粋な」会計ではないとすれば、会計にそのような機能を付与したのはその後の法制度であったということが考えられる。では、法制度が、会計に債権者保護機能を付与したのはなぜなのだろうか。また、法制度が債権者保護機能を会計に付与したということになると、債権者保護に対する各国の法制度の考え方の相違により、多様な制度が生み出される可能性が考えられる。これらの問題点については、後日の検討課題としたい。

引用文献

- ・ Arthur H. Woolf [1912] Arthur H. Woolf, *A short history of accountants and accountancy*, London (1912)
- ・ Elmar Lutz [1976a], *Die rechtliche Struktur süddeutscher Handelsgesellschaften in der Zeit der Fugger 1 Darstellung*, Mohr Tübingen (1976)
- ・ Elmar Lutz [1976b], *Die rechtliche Struktur süddeutscher Handelsgesellschaften in der Zeit der Fugger 2 Urkunden*, Mohr Tübingen (1976)
- ・ Gerhart Nebinger, Albrecht Rieber [1978], *Genealogie des Hauses Fugger von der Lilie Stammtafeln*, Tübingen Mohr (1978)
- ・ Götz Freiherr von Pölnitz [1951], *Jakob Fugger Quellen und Erläuterungen*, Mohr Tübingen (1951)

- ・ Jacob Strieder[1905], *Die Inventur der Firma Fugger aus dem Jahre 1527*, Tübingen H. Laupp (1905)
- ・ Luca Pacioli [1494], “Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni et Proportionarit” (1494)
- ・ Littleton, A.C. [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York
- ・ Max Jansen[1910], *Jakob Fugger der Reiche Studien und Quellen I_Leipzig*, Dunkler und Humblot
- ・ Penndorf B. [1933], *Luca Pacioli: Abhandlung über die Buchhaltung 1494*, Stuttgart.
- ・ R. Ehrenberg.[1922a], *Das Zeitalter der Fugger; Gledkapital und Creditverkehr im 16 Jahrhundert* Bd. 1. G. Fischer (1922)
- ・ R. Ehrenberg.[1922b], *Das Zeitalter der Fugger; Die Weltbörsen und Finazkrisen* Bd. 2. G. Fischer (1922)
- ・ Raymond de Roover[1963], *The Rise and Decline of Medici Bank 1397-1494*, W.W.Norton (1963)
- ・ Raymond de Roover[1974], *Business, Banking, and Economic thought in Late Medieval and Early Modern Europe*, The University of Chicago Press(1974)
- ・ Yamey, B.S. [1980], “Early Views on the Origins and Development of Book keeping and Accounting, ” *Accounting and Business Research*, Vol. X, No. 37 A, pp.81-92.
- ・ Yamey, B.S. [1981], “Some Reflections on the Writing of a General History of Accounting, ” *Accounting and Business Research*, Vol. XI, No. 42, pp.127-135.

- ・ 安藤英義[1997] 『新版商法会計制度論－商法会計制度の系統的及び歴史的研究』（白桃書房，1997年）
- ・ 池谷文夫[1996] 『ドイツ史1－先史～1648年』（山川出版，1996年）
- ・ 井上清[1968] 『ヨーロッパ会計史』（森山書店，1968年）
- ・ 井上清[1976a] 「シュバルツの簿記法（一）」 *会計* 109 卷 6 号（1976年）
- ・ 井上清[1976b] 「シュバルツの簿記法（二）」 *会計* 110 卷 1 号（1976年）
- ・ 井上清[1980] 『ドイツ簿記会計史』（有斐閣，1980年）
- ・ 大隅健一郎[1987] 『新版株式会社法変遷論』（有斐閣，1987年）
- ・ 片岡義雄[1965] 『パチョーリ「簿記論」の研究』（森山書店，1965年，増訂版）
- ・ 片岡泰彦[1994] 『ドイツ簿記史論』（森山書店，1994年）
- ・ 片岡泰彦[1988] 『イタリア簿記史論』（森山書店，1988年）
- ・ 片岡泰彦[1996] 「ベネデット・コルトリの『世界最初の複式簿記文献』について」 *會計* 150 卷 2 号（1996年） 125 頁
- ・ 片岡泰彦[2000a] 「ベネデット・コルトリ『簿記論』再考（一）」 *會計* 158 卷 1 号（2000年） 83 頁

- ・片岡泰彦[2000b]「ベネデット・コルトリ『簿記論』再考（二・完）」會計 158 卷 2 号（2000 年）頁
- ・片岡泰彦[2007]『複式簿記発達史論』（大東文化大学経営研究所，2007 年）
- ・片岡泰彦[2012]「複式簿記の生成・発展と『パチョーリ簿記論』への展開」千葉準一・中野常男編『体系現代会計学 8 卷会計と会計学の歴史』（中央経済社，2012 年）
- ・亀長洋子[2011]『世界史リブレット 106 イタリアの中世都市』（山川出版社，2011 年）
- ・小島男佐夫[1971]『英国簿記発達史』（森山書店，1971 年）
- ・齊藤寛海[1988]「地中海商業—通信問題を中心に」清水廣一郎／北原敦編『概説イタリア史』（有斐閣，1988 年）
- ・齊藤寛海[2008a]「五大国とスペイン」北原敦編『イタリア史』（山川出版社，2008 年）
- ・齊藤寛海[2008b]「商業の発展と商業技術」・齊藤寛海／山辺規子／藤内哲也編『イタリア都市社会史入門』（昭和堂，2008 年）
- ・桜井久勝[2019]『財務会計講義』（中央経済社，2019 年，20 版）
- ・清水廣一郎[1976]「ルネサンス国家の成立と発展」森田鉄郎編『世界各国史 15 イタリア史』（山川出版社，1976 年）
- ・清水廣一郎[1982]『中世イタリア商人の世界 ルネサンス前夜の年代記』（平凡社，1982 年）
- ・清水廣一郎[1989]『中世イタリアの都市と商人』（洋泉社，1989 年）
- ・田中藤一郎[1961]『複式簿記発展史論』（評論社，1961 年）
- ・千葉準一[1991]『英国近代会計制度 その展開過程の探究』（中央経済社，1991 年）
- ・友岡賛[2016]『会計の歴史』（税務経理協会，2016 年）
- ・成瀬治[1996] 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史 1—先史～1648 年』（山川出版社，1996 年）
- ・中平希[2003]「16 世紀ヴェネツィア共和国財政と税制—テッラフェルマ支配解明に向けて—」史学研究（広島大学）241 号（2003 年）45 頁
- ・中野常男・清水泰洋[2014]『近代会計史入門』（同文館，2014 年）
- ・中野常男[2012]「『会計』の起源とわが国における会計史研究の展開と課題」千葉準一・中野常男編『体系現代会計学 8 卷会計と会計学の歴史』（中央経済社，2012 年）
- ・仁木久恵[2018]『フランス会計の展開 複式簿記の生成から現代』（千倉書房，2018 年）
- ・土方久[2012]『複式簿記生成史の研究—ドイツ固有の簿記とイタリア簿記の交渉と融合—』（森山書店，2012 年）
- ・平林喜博[2005]『近代会計成立史』（同文館，2005 年）
- ・平林喜博[2007]『会計史への道—一つの覚書』（関西学院大学出版会，2007 年）
- ・藤沢道郎[2001]『メディチ家はなぜ栄えたか』（講談社，2001 年）
- ・諸田實[1966]『独逸初期資本主義研究』（有斐閣，1966 年）

- ・ 諸田實[1989]『フッガー家の遺産』(有斐閣, 1989年)
- ・ 諸田實[1998]『フッガー家の時代』(有斐閣, 1989年)
- ・ 渡邊泉[2017]『会計学の誕生－複式簿記が変えた世界』(岩波新書, 2017年)
- ・ 渡邊泉[1993]『決算会計史論』(森山書店, 1993年)